

GOVERNOR'S MONTHLY LETTER

To Rotary club presidents and secretaries



インスピレーションになるう

ガバナー月信 Vol.11

国際ロータリー第2840地区〈群馬〉2018-2019年度

青少年奉仕月間



2019 05

宮内ガバナー事務所
群馬県前橋市問屋町2-2 前橋問屋センター会館1F
TEL 027-212-2840
FAX 027-212-2841

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| ガバナーメッセージ | 01 |
| 第3分区 INTERCITY MEETING | 03 |
| 第5分区 INTERCITY MEETING | 04 |
| 第4回A・B INTERCITY MEETING | 05 |
| 第1分区 INTERCITY MEETING | 06 |
| 第2分区A INTERCITY MEETING | 07 |
| 会長エレクト・幹事エレクト研修セミナー（PETS・SETS） | 08 |
| 第2回地区補助金予備審査会 | 10 |
| 2019年1月RI理事会決定報告「2018年決議審議会採択」 | 11 |
| 速報 2019年規定審議会提出立法案結果一覧表 | 18 |
| 青少年交換委員会 関西方面研修旅行 | 28 |
| 第4分区B ロータリーデー開催報告 | 30 |
| 高崎北RC寄稿「重田政信RI元理事 米寿のお祝い例会」 | 31 |
| 第2分区B 国際ロータリー創立記念 5RC合同事業 | 35 |
| 高崎東RC 豊泉清会員 寄稿「ベトナム語学んで交流」 | 36 |
| ぐんま経済新聞掲載企画について | 37 |
| 年間行事予定表 | 39 |
| 周年行事予定クラブ | 40 |
| 新会員紹介・訃報 | 41 |
| 文庫通信 | 44 |
| 出席報告 | 45 |
| コラム | 46 |
| 森田ガバナーエレクトからのお知らせ | 53 |
| ハイライトよねやま | 55 |
| ガバナー事務所よりお願い | 57 |

ガバナーメッセージ

国際ロータリー 第2840地区
2018-2019年度ガバナー
宮内 敦夫

RI特別月間テーマ：「青少年奉仕」

蒼天の空高く、木葉の緑キラキラ輝く5月、令和の御代を迎えました。皆様と共に令和元年を寿ぎたく存じます。2018～19ロータリー年度は2か月を残すばかりとなりました。森田年度は3月のPETS/SETSでRIの会長方針と森田ガバナー年度の2840地区方針が発表されました。今月は地区研修・協議会が開催されます。ここでは、その方針がクラブの委員長に伝達され協議されます。これを受けてクラブはクラブ会長の方針を基にクラブの年度計画を立案することになります。RIマーク・D・マローニ会長テーマ：「ロータリーは世界をつなぐ」(Rotary Connects the World)の旗のもと、クラブ、地区、RIへと団結の輪を広げ、その団結の力をもって、国際理解と世界平和のために世界の人々をつなぐ活動が始まることとなります。森田ガバナーエレクトの「クラブのあり方を変えることがロータリーの未来を開く」という「クラブ・イノベーション」が実現されることを心から期待しております。

今月の特別月間テーマは「**青少年奉仕**」です。ロータリー五大奉仕(クラブ奉仕・職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕・青少年奉仕)の一つです。青少年奉仕部門は青少年の教育・健全育成のための奉仕活動ですので、青少年交換、インターアクト、ローターアクト、RYLA、米山記念奨学金が含まれます。当地区ではこれらの部門での事業展開のために個々に委員会を設けて奉仕活動をしております。また、各クラブは、青少年の教育・健全育成ために様々なプログラムを独自に立案し、たくさんの事業を展開しております。その奉仕の精神とご努力には敬意を表すところであります。

地区の青少年交換事業(高校生の派遣・受入)は無事安全に進んでおりますが、これは偏に青少年交換委員会委員各位とスポンサークラブの担当者各位と該当ファミリーの年中日々昼夜を分かたぬご努力によるものであります。心から感謝申し上げます。

ちなみに、青少年交換は、2010～11年度から2018～19年度までの8年間で、長期派遣32名、長期受入32名、短期派遣13名、短期受入12名です。来年度は長期各2名、短期各1名、計6名の派遣・受入です。

学習意欲が旺盛で多感な若い時に海外の異文化社会で生活することは計り知れない効果があります。対象言語の上達はもとより、日本人に求められる自立心や積極性を養成する良い機会であります。各クラブにおいては、地元の高校にこの交換プログラムをお知らせいただき、希望者を増やして頂きたいと願います。それは公共イメージと認知度向上の一環です。



2840地区では、国際奉仕事業として少なからぬクラブが「水と衛生」に関する事業をしてきました。私の所属する館林RCでも、2009年(小暮雅丈地区幹事が会長の時)にフィリピンのセブ島の住宅地・学校で井戸掘り事業をしました。その時購入した井戸掘機を使って、今でも現地のロータリーは井戸掘りをしています。

井戸、水道、浄水、下水処理、トイレなどの衛生設備で援助を求めている国や地域はまだあります。地区のグローバル資金を使って奉仕事業を立案されることをお勧めいたします。

第3分区 INTERCITY MEETING

開催日：平成31年2月23日(土)
場 所：ホテルグランビュー高崎
報告者：IM実行委員長 須永 利治
第3分区ガバナー補佐 橋爪 良真

2月23日のロータリー設立記念日に、「音楽のある街高崎」を象徴する群馬音楽センター前に高崎6RCの有志が約60名集結しました。こちらには重田政信元RI理事御夫妻も参加されました。全員で氣勢を上げ設立記念日を祝い、あらためてポリオ撲滅と奉仕活動への団結を誓い、ロータリーの事業と存在意義を社会に訴えるべくロータリーデーを実施いたしました。引き続き会場をホテルグランビュー高崎に移し、宮内ガバナー・安藤PG・田中直前G・森田ガバナーエレクトのご臨席を賜り、約100名の参加者のもとIMを開催しました。「奉仕を語り合い、手を取り合おう」のテーマを掲げ、各クラブの地区補助金事業のこれまでの実績と現状そして今後の展望を語り合い、各クラブ間で協力し合ってもう少し大きな有効的な活動が可能かどうかを模索しました。ちょうど数日前に地区委員会より公共イメージ向上作戦への登録依頼が来ていましたので、この日のロータリーデーでの集合写真をポスターにして、「公共イメージアップ週間」としてお花見シーズンの2週間、第3分区全メンバーの会社等に掲示してもらいました。



ロータリー集合写真

第5分区 INTERCITY MEETING

本年度第5分区IMは、渋川RCをホストクラブ、渋川みどりRCをコ・ホストクラブとして、3月3日(日)プレヴェール渋川において開催致しました。

当日は、宮内敦夫ガバナー、森田高史ガバナーエレクト、小暮雅丈地区幹事はじめ、分区内からは森田均PG、横山公一PG、生方彰PG他、地区役員の皆さんを来賓として迎え、第5分区6クラブから111名の参加をいただき、活発な意見交換と交流を深める場となりました。

第一部のミーティングの部では、宮内ガバナーの基調講演に続き、各クラブから地区スローガンを基に下記の3つのテーマ別に延べ18名の方に発表していただきました。

- ① 「クラブを元気に」～各クラブによる長期ビジョンの発表
- ② 「世界に奉仕を」～まずは足元を見つめ、地域にたいする貢献
- ③ 「みんなで回そうロータリーの輪」～ロータリーの楽しみ方

①では、何年もかけて立派な長期ビジョンを練り上げたクラブあり、今回初めて取り組んだクラブありで、温度差はありましたが、大いに学ぶべきものがありました。

②では、第5分区らしい地域に根差した数多くの素晴らしい奉仕活動の発表がありました。

③は、みんなでロータリーの輪を力強く回していくためにもロータリーライフを楽しもうというテーマで、ロータリーを心から愛し、楽しんでいる方の熱弁もあり、ロータリーのすばらしさを再発見できました。

第二部の懇親会では、広域に及ぶ第5分区らしく、朋あり遠方より来るといふ雰囲気の中で楽しく交流をはかり、ロータリアンであることの幸せを感じる一日になりました。



ガバナー挨拶



第4分区A・B INTERCITY MEETING

開催日：平成31年3月9日(土)
場 所：レストラン・ジョイハウス
報告者：第4分区Aガバナー補佐 金谷 光明

去る3月9日 土曜日に、メインテーマ「若い仲間を増やし、クラブを元気に」を掲げ、宮内敦夫ガバナー、森田高史ガバナーエレクト、高木貞一郎パストガバナー、竹内正幸パストガバナーのご臨席を賜り、分区内10RCの会員155名の出席で開催しました。第1部は各RC代表の発表をいただき、その中で新会員の紹介もおこないました。第2部は懇親会を着座形式で、和やかな雰囲気の中親睦を深めることができました。

発表者は以下の方々です。

第4分区A

| | | |
|--------|--------|-------|
| 太田RC | 会長エレクト | 関口 知 |
| 太田西RC | 会長エレクト | 藤井 聡子 |
| 太田南RC | 会長 | 関口 誠一 |
| 新田RC | 会長ノミニー | 舟田 正治 |
| 太田中央RC | 新会員 | 平井 優一 |

第4分区B

| | | |
|-----------|--------|-------|
| 館林RC | 会長 | 毛塚 宏 |
| 大泉RC | 会長エレクト | 杉本 保典 |
| 館林西RC | 会長 | 小巻 行雄 |
| 館林東RC | 新会員 | 吉野 隆 |
| 館林ミレニアムRC | 会長エレクト | 関口 亮二 |



第1分区 INTERCITY MEETING

本日はIM(インターシティーミーティング)ということで、本来都市間交流、前橋でいえば高崎や伊勢崎のロータリアンと交流するのが本来の趣旨ですが、2840地区では分区単位でおこなっております。今日は奉仕というテーマで会を進めます。

奉仕はロータリーの一番重要な概念です。何故ロータリーに入会したのかというアンケートに、奉仕をするためと答えた人が一人だけいたそうです。桐生RCの前原元ガバナーは「もし、善意というものがなければロータリーはただの社交クラブにすぎない」と書いています。現実はどうか。我々はその言葉を噛みしめなければならないと思います。オードリー・ヘップバーンは素晴らしい言葉を残しました。「人間は2本の手を与えられている。1本は自分のため、もう1本は他人のためにある」と。

ロータリアンの皆さんは経済的に恵まれていると思います。ですから他人を助けることは、やろうと思えばできるはずですが、人生の目的は、それぞれあると思いますが、一番は幸せになることです。では、人は何を幸せと感じるのでしょうか？美味しい物を食べた時、十分睡眠をとった時などに感じる幸せは本能の満足で、犬猫が感じる幸せと大差ありません。人は大きな仕事を成し遂げた時に幸せを感じる。また、人から愛されたとき、人から感謝されたとき、人から必要とされたとき幸せを感じます。ほとんどが、他の人との関係で生まれます。

千手観音の手は色々な物を持っていますが、その中に一つだけ何も持っていない手があります。それは救いを差し伸べる手です。その手の様に我々ロータリアンは色々なことができるはずですが、本日6クラブの皆さんに、奉仕の実例を上げて説明していただきます。これからの活動の参考にしていただきたいと思います。



第2分区A INTERCITY MEETING

3月31日、第2840地区第2分区Aの4RCを対象にしたインターシティーミーティングを、桐生プリオパレスで開催した。宮内ガバナー、森田ガバナーエレクト、瀬谷ガバナー補佐を4RCの会員が厚く出迎えた。

出席率の向上をテーマに、各クラブの代表が現状と課題を発表しあった。桐生RCの須永会長エレクトは、会員数と出席率は相関関係があるとした研究結果を発表。「会員が90名以上の時は出席率が100%近かったのに対し、80名を下回ってから出席率も低下し始めた。諸要因あろうが、関係性はあると考えている」とし、会員増強に力を入れ、会員数を増やすことが出席率の向上につながると来年度のクラブ運営に意欲を見せた。

続く歓迎会では和やかな雰囲気の中、互いに親睦を深めた。



会長エレクト・幹事エレクト研修セミナー (PETS・SETS)

開催日：平成31年3月16日(土)・17日(日)

場 所：伊香保 福一

報告者：地区副幹事 加藤 学

去る3月16日(土)、17日(日)に、2019-20年度「会長エレクト・幹事エレクト研修セミナー」が開催されました。午後1時30分開会後、宮内ガバナー、森田ガバナーエレクトのご挨拶、竹内地区研修リーダーの趣旨説明が行われました。その後、プロジェクター表示を使用した地区役員紹介を経て、いよいよ森田ガバナーエレクトから国際協議会報告・RI年次テーマ発表となりました。「ロータリーは世界をつなぐ」というテーマを発表され、ロータリーの奉仕を通じて、手を取り合い、行動を起こすためのつながりを築いていく意味が込められております。2019-20年度マーク・ダニエル・マローニーRI会長から届けられた会長エレクト用ビデオメッセージでは、「ロータリーで一番大切な人はクラブ会長である」という言葉を全員参加された会長エレクトの方々が真剣な眼差しで聴講しておりました。

続いて森田ガバナーエレクトから地区運営方針・地区目標発表が行われ、2019-20年度地区テーマは「クラブ イノベーション」-クラブの将来像を明確にし クラブ改革を実践しよう-と伝えられました。また、クラブ運営に関する地区目標では、1. クラブ改革を実践しよう 2. ロータリー賞、ガバナー賞にエントリーしよう 3. 会員増強を実践しよう と掲げ、地区運営に関する地区目標では、1. 新クラブの結成を目指します 2. ロータリー奨学金制度(仮称)の創立を目指します 3. クラブのグローバル補助金の申請事務をサポートする体制の構築を目指します と説明されました。その後、新井地区幹事より地区組織・行事予定、高橋地区会計長より地区予算案について説明がありました。

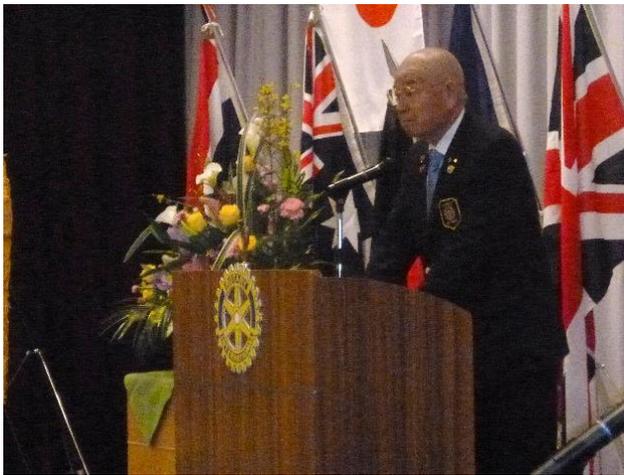
休憩後、会長エレクトを対象とした分科会Part I として、会員増強計画の作成について各分区で各部屋に分かれ話し合われました。またその時間は、幹事エレクトセミナーを本会議場で開催いたしました。

分科会Part II (RLI卒業後コース)は、会長エレクト・幹事エレクトを対象として、より良きクラブ運営(クラブ改革)について協議いたしました。Part I、Part IIの分科会は、いずれも各分区のガバナー補佐がリーダーを務め、議論を盛り上げておりました。

懇親会前に本田パストガバナーより一日目の講評をいただき、「会長、幹事は会員のやる気を高めることが大事な仕事である」と述べられ、懇親会がスタートいたしました。森田ガバナーエレクトからの挨拶では、2840地区は誇れる日本一が3つあることを伝え、更に「親睦を通してつながっていきこう」と話されました。田中ガバナーの乾杯では、「会長、幹事になれる年度で各自5人は会員増強を目指し、同期の桜と共に出発してほしい」とお話し祝宴が始まりました。その夜は懇親会、二次会を通して、会員同士の親睦が図られたと思います。

第二日目は、8時30分より森田ガバナーエレクトの昨日より大きな音の点鐘で開会いたしました。分科会発表として、ガバナー補佐より抱負及び分科会報告をなされ、その後、各会長エレクトより一年間の抱負及び方針が発表されました。休憩を挟み、パワーポイントを使用した財団委員会における板垣委員長からの説明をお聞きし、地区プロジェクト系10委員会の委員長からも事業計画発表が行われました。

その後、双方向協議を経て、会長エレクトへ修了証の授与が行われました。2日間の講評として竹内研修リーダーから「各クラブの会員は、会長・幹事の背中を見ている。リーダーシップを発揮し、自ら楽しい姿を見せてほしい」と激励されました。そして、最後に森田ガバナーエレクトより、出席された全ての方々と会場スタッフにお礼を告げて、二日間に渡るセミナーが終了いたしました。ご参加された皆様、大変お疲れ様でした。心より感謝申し上げます。



第2回地区補助金予備審査会

開催日：平成31年3月23日(土)

場 所：前橋商工会議所

報告者：地区副幹事 長柄 純

3月23日(土)前橋商工会議所において2回目の地区補助金予備審査会が開催され、前回の審査会で条件付きや再提出の地区補助金報告について説明が行われ、条件付き内定が5件・再提出が1件となり、補助金報告書の審査が終了した。

続いて2019-20年度実施の45クラブより提出された、プロジェクト事業の内容等の申請審査が行われ、29クラブの事業実施(内定)、15クラブの(条件付き内定)、再提出1クラブとなり審査が終了した。

次回最終審査会が4月20日前橋商工会議所で行われる予定です。



2019年1月RI理事会決定報告「2018年決議審議会採択」

国際ロータリー第2840地区
2018-19年度
各ロータリークラブ クラブ会長・幹事 様

地区審議会立法案検討委員会
委員長・PDG 曾我 隆一

冠省

平素より、地区ロータリー業務に格別のご尽力を下さり、有り難うございます。

さて、2017年より規定審議会の決議審議会が毎年10月にオンラインで審議・投票することとなり、本年度も2018年10月に2回目の決議審議会が実施されました。そしてその結果、採択となりました案件は、RI理事会へ回付され、本年1月に開催されたRI理事会で審議されました。そのうち理事会決定されたものがこの度、議事録として開示されましたので、決議案件に関するページのみをご参考までにお送りいたします。ご査収の上、今後のロータリー活動にお役立ただけいたら幸いです。

なお、日本語版議事録は日本の翻訳チーム(PDG刀根 莊兵衛事務局長)の範囲でのご協力です。で、正本はMy Rotaryの英語版RI理事会議事録であることを申し添え致します。

草々

2019年1月理事会議事録より抜粋

決定第92号～107号 2018年決議審議会の要請

2018年決議審議会は2018年10月15日から11月15日までウェブ上で開催され、16件の決議案が理事会に審議のために送付された。

92. ロータリーの目的における奉仕の重要性を再確認することを検討するようRI理事会に要請する件

報告：ロータリーの目的を通じて、ロータリアンは、国際理解、善意、および平和を推進するものであると考え、2580地区(東京)は決議案18R-01を提出した。その決議案は、ロータリーの目的に述べてあるように、ロータリーの基本として奉仕理念を再確認することと、個々のロータリアンによってその実践を促進することを理事会に考慮するよう要請するものである。

決定：理事会は

1. 決議案18R-01を提出した2580地区に感謝する。
2. 奉仕理念は、ロータリーの基本理念 — すなわち、ロータリーの目的、四つのテスト、および五大奉仕 — に示されているロータリーの根幹であることを再確認する。

93. ロータリアンの事業と職業において職業奉仕を強調することを検討するようRI理事会に要請する件

報告：職業奉仕(Vocational Service)は、長期、広範囲、持続可能にサービスが提供できる奉仕の道であると考え、2580地区(東京)は決議案18R-17を提出した。その決議案は、理事会に、職業奉仕を強調し、また事業や職業を通じて奉仕の理念を実践することをロータリアンに訴えることを検討するよう要請するものである。

決定：理事会は

1. 決議案18R-17を提出した2580地区に感謝する。
2. 1月の職業奉仕月間、成功する職業奉仕活動を宣伝する一年を通じての広報、職業奉仕の成果を認識し、さらに向上させるプロジェクトライフサイクル・ツール、職業的志向のロータリーフェローシップ、ロータリー活動グループ、地区リソースネットワーク、技術顧問の幹部、職業指導志向のロータリー友情交換、および職業訓練チーム(VTT)を含めて、多くの現行のロータリープログラムや活動は職業奉仕を強調し、推進していることと考えている。

94. 中核的価値観の順序や解説を採択当初の表現に戻すことを検討するようRI理事会に要請する件

報告：2010年に理事会で採択されたロータリーの中核的価値観 — すなわち、奉仕、親睦、多様性、高潔性、リーダーシップ — がその次に発表された出版物の中で違った順番で掲載されていることを指摘し、2840地区(日本)は決議案18R-02を提出した。その決議案は、理事会に、中核的価値観に関する混乱を整理するために、採択当初の順番に戻すこと要請した。

決定：理事会は

1. 決議案18R-02を提出した2840地区に感謝する。
2. 中核的価値観には、意図的な階級は存在しないと考えており、示されるべき公式な順番を確立することに同意しない。

95. 女性、若いリーダーおよびさまざまな人種や民族の人びとが地区、ゾーンおよびRIで指導的役割を果たす機会を増やすことを検討するようRI理事会に要請する件

報告：多様性のある会員を保持することによって、ロータリーにおける経験に大きな恩恵が与えられることを念頭に置き、さらに、2017年RI戦略計画の調査によって、ロータリーにおける多様性の推進は、組織の未来にとって極めて重大であることを考慮し、Bloomingtonロータリークラブ(米国、インディアナ州)は決議案18R-01を提出した。その決議案は、クラブレベルを超えてロータリーのリーダーで活躍するために、女性、若いリーダーおよびさまざまな人種や民族の参加を増やすよう、理事会が断固努力することを目標とするよう要請するものである。

決定：理事会は

1. 決議案18R-31を提出したBloomingtonロータリークラブ(米国、インディアナ州)に感謝する。
2. 新しい戦略計画を通じて、クラブレベルを超えてロータリーのリーダーで活躍するために、女性、若いリーダーおよびさまざまな人種や民族の参加を増やすような努力は現在進行中であることを認める。
3. この目標を達成するために、戦略計画員会と運営審査委員会およびロータリー未来創造委員会との連携に対する支援を継続するよう事務総長に要請する。

96. ロータリーでの女性会員の促進を検討するようRI理事会に要請する件

報告：ロータリーは、会員基盤における男女のバランスを達成するための努力すべきであると考え、さらに平和を達成するためには、女性の最大限の参加が求められることを主張して、第5440地区(米国)は決議案18R-30を提出した。その決議案は、理事会に対して、すべてのロータリーのプログラム、取り組み、会員組織、リーダーシップに女性の平等な参加と平等な代表権を達成するための努力に焦点を当てるよう要請するものである。

決定：理事会は

1. 決議案18R-31を提出した5440地区(米国)に感謝する。
2. 多様性はロータリーの5つの中核的価値観の一つであることに留意する。
3. 本理事会会合で討議するために、2018年10月会合(決定第81号)において理事会は事務総長に、男女平等方針声明を検討するよう要請したことを補足する。

97. 該当地域(ゾーン)のロータリー雑誌に各理事が理事会関連の活動を掲載することを義務づけることを検討するようRI理事会に要請する件

報告：クラブは理事の活動を知る機会がほとんどなく、またロータリアンもRIの方針や方向性を理解できないということを指摘し、2840地区(日本)は決議案18R-28を提出した。その決議案は、各RI理事が理事会関連の活動の詳細を定期的に発表することを要請している。

98. 性的虐待およびハラスメントに関連する国際ロータリーの規定の拡大を検討するようRI理事会に要請する件

報告：ロータリーは、性的虐待およびハラスメントから青少年を守るために青少年保護方針を定めているが、この方針の重要性は過小評価されることがあってはならないことを考慮し、2380地区(スウェーデン)は決議案18R-32を提出した。この決議案は、性的虐待およびハラスメントに関するロータリーの方針がすべてのロータリアンに対して適用される要理事会に要請するものである。

決定：理事会は

1. 決議案18R-32を提出した2380地区(スウェーデン)に感謝する。
2. 現在、理事会は成人のハラスメントや虐待に関するロータリーの方針再検討していることを考慮し、本地区から出された決議案を承認する。

99. クラブが順守しなければならない事柄とクラブ裁量に委ねられる事柄に関する手引きを提供することを検討するようRI理事会に要請する件

報告：「2016年規定審議会」審議の結果、必須か任意かに関しての混乱がもたらされているとして、大阪ロータリークラブ(日本)は決議案18R-04を提出した。この決議案は、理事会にどの行為や手続が必須で、どの行為や手続が任意かを明らかにするよう要請しているものである。

決定：理事会は

1. 決議案18R-04を提出した大阪ロータリークラブ(日本)に感謝する。
2. クラブに対して、現在有効なロータリーの要件やベストプラクティスはロータリーの組織規程に示されていること、さらに理事会方針声明では、必須の実施事項については“shall”で、任意の事項については“should”と言う言葉を使っていることを指摘する。

100. ロータリークラブ・セントラルへのクラブデータの正しい入力方法を説明する手引きの発行を検討するよう国際ロータリー理事会に要請する件

報告：ロータリークラブ・セントラルにデータを入力するための手引書があれば、クラブは正しく入力することが出来たであろうと指摘し、Rosario ロータリークラブ(アルゼンチン)は決議案18R-06を提出した。その決議案は、理事会にデータを入力する正しい手続に関する手引書を発行するよう要請するものである。

決定：理事会は

1. 決議案18R-06を提出したRosario ロータリークラブ(アルゼンチン)に感謝する。
2. ロータリークラブ・セントラルへのデータ入力のためのクラブ支援ガイドは既にオンライン上ですべての言語で提供されていること、PETS研修ではロータリークラブ・セントラルの利用方法が含まれていること、さらに、ロータリーコーディネーターやロータリー職員はこのツールの使用のための支援を提供していることを指摘する。

101. クラブによる「四つのテスト」の掲示を推奨するようRI理事会に要請する件

報告：四つのテストはロータリーの基本理念の一つであり、標準ロータリークラブ定款に会員資格を取得する要件として言及されていることを考慮し、2580地区(日本)は決議案18R-05を提出した。この決議案はクラブ例会で「四つのテスト」の掲示を推奨するよう理事会に要請するものである。

決定：理事会は

1. 決議案18R-04を提出した2580地区(日本)に感謝する。
2. 本決議案の趣旨に拍手を送ります。四つのテストは国際ロータリーのトレードマークではないが、四つのテストは手続要覧(MOP)の重要な構成要素であることを指摘する。
3. それぞれの国の文化、価値、および興味に最も適したディスプレイで展示したサインやバナーに関して、多くのクラブは柔軟性を志向していることを考慮し、また四つのテストは公式なロータリーのモットーではなく、また登録されたトレードマークでもないことを考慮し、ロータリークラブが四つのテストを掲示することを推奨することに同意しない。

102. ボランティアの総時間数を報告することをクラブに認めることを検討するようRI理事会に要請する件

報告：現在のシステムの下で、クラブの運営、ファンドレイジング(寄付推進)、プロジェクト計画に費やしたボランティア時間は記録できていないことを指摘して、Central Blue Mountains ロータリークラブ(オーストラリア)は決議案18R-08を提出した。この決議案は理事会に、ロータリークラブ・セントラルにおいてボランティア時間報告出来る選択肢の中で、これらのカテゴリーを含めることを要請するものである。

決定：理事会は

1. 決議案18R-08を提出したCentral Blue Mountains ロータリークラブ(オーストラリア)に感謝する。
2. 奉仕に直接関係するボランティア時間だけを報告する機能が、現在のロータリークラブ・セントラルにセントラルに存在することを留意し、この提案を承認する。
事務総長にこの提案を達成する方法についてクラブに報告するよう要請する。

103. クラブの加盟終結前にクラブの義務遂行状況に関する報告の要請を検討するよう国際ロータリー理事会に要請する件

報告：補助金や財団関連プロジェクトに関しての財務的責務がある加盟終結したクラブは、これらの補助金やプロジェクトに含まれる他の関係者に有害な影響をおよぼすことになることを指摘し、Villa Nueva ロータリークラブ(アルゼンチン)は決議案18R-10を提出した。この決議案は理事会に、クラブが加盟終結する前に、クラブに課せられた義務の状態に関して、地区ガバナーから詳細な報告を要求するよう要請するものである。

決定：理事会は

1. 決議案18R-08を提出したVilla Nueva ロータリークラブ(アルゼンチン)に感謝する。
2. この決議案の趣旨に賛同する。3つの基本的理由(すなわち、RI人頭分担金の不払い、認証の自発的解除、および機能消失)によりクラブが終結させられることを指摘する。
3. 加盟終結クラブのリーダーシップは、財務的な約束や補助金に関する報告を含めて、以前にクラブが約束した事柄に対して、法的な責任があることを留意するが、クラブの義務遂行状況に関する報告の要請には同意しない。

104. 地区のインターネットコミュニケーションオフィサーの役職を正式に認めることを検討するよう国際ロータリー理事会に要請する件

報告：ある地区では、インターネットコミュニケーションオフィサーの役職を任命している。ただ、この役職は地区リーダーシッププランの下、公式の役職ではないため、この役職者が利用できる情報は限られていると指摘し、リヴィンタートゥール・ロータリークラブ(スイス)、第1980 地区(スイス)、および第1990 地区(スイス)は決議案18R-15を提出した。この決議案は、理事会に地区インターネットコミュニケーションオフィサーの役職を正式に認めるよう要請するものである。

決定：理事会は

1. 決議案18R-15を提出したリヴィンタートゥール・ロータリークラブ(スイス)、第1980地区(スイス)、および第1990地区(スイス)、に感謝する。
2. 49の委員長ポストを埋めることが困難であるというガバナーの意見に基づいて、昨今、地区委員会構成を合理化したばかりである。また、地区は地区内クラブへの支援に最適な地区委員会委員長を任命することができることを考慮し、地区インターネットコミュニケーションオフィサーの役職を正式に認めることには同意しない。

105. 地区幹事の役割および責任の承認を検討するようRI理事会に要請する件

報告：地区幹事は地区内で重要な役割を果たしているにもかかわらず、その責務は地区リーダーシッププランに含まれていないことを指摘し、Rasipuram ロータリークラブ(TamilNadu、インド)決議案18R-16を提出した。この決議案は、理事会に地区幹事の役割を地区リーダーシッププランに含めるよう要請するものである。

決定：理事会は

1. 決議案18R-16を提出したRasipuram ロータリークラブ(Tamil Nadu、インド)に感謝する。
2. RI理事会は、ガバナーの意見に基づいて地区委員会構成を合理化したことを考慮し、地区内クラブへの支援に最適な地区幹事を任命するよう地区に奨励する。

106. ローターアクト、インターアクト、およびインナーホイールクラブが rotary.org上でウェブページを維持できるようにすることを検討するよう国際ロータリー理事会に要請する件

報告：国際ロータリーは、様々なプログラム、プロジェクトおよび活動で構成されており、また、これらに参加しているそれぞれのグループから発信された情報は、ロータリアン全体として興味深いものである可能性があることを指摘し、Rosario ロータリークラブ(S.F.アルゼンチン)は決議案18R-27を提出した。この決議案は、理事会に、ローターアクト、インターアクト、およびインナーホイールクラブが rotary.org上で別のウェブページを維持できるように要請するものである。

決定：理事会は

1. 決議案18R-27を提出したRosario ロータリークラブ(アルゼンチン)に感謝する。
2. ローターアクトに関係する新しい重要な機能がMyRotaryに統合されていることを考慮し、また、EUの一般情報保護規則は未成年に関する情報収集を排除しており、さらに、インナーホイールはロータリーとは別の独立組織であることを考慮し、現時点で、rotary.org上でこれらのグループに、特別の用意をすることには同意しない。

107. 管理委員会に対する決議案

報告：2018年決議審議会は、財団管理委員会に要請するロータリー財団に関する5件の決議案を提出した。



決定：理事会は、2018年決議審議会で採択された下記の5つの決議案を財団管理委員会に提出し、審議を要請する。

- 18R-41 重点分野に環境保護を追加することを検討するよう管理委員会に要請する件
- 18R-45 平和と紛争予防／紛争解決の分野においてローターアクターへの資金提供が可能となるようグローバル補助金の方針を改訂することを検討するよう財団管理委員会に要請する件
- 18R-46 地区補助金とグローバル補助金への地区財団活動資金の配分の変更を検討するよう管理委員会に要請する件
- 18R-47 地区補助金に使用可能な地区財団活動資金(DDF)の増額を検討するよう管理委員会に要請する件
- 18R-48 地区補助金をより柔軟に使用するため補助金モデルの変更を検討するよう管理委員会に要請する件

速報 2019年規定審議会提出立法案結果一覧表

2019年4月14～18日 米国イリノイ州シカゴ

■ は日本よりの提案
■ RI理事会よりの提案

R定款：国際ロータリー定款 R細則：国際ロータリー細則
標準：標準ロータリークラブ定款

採択：A、 修正案として採択：AA、 否決：R、 撤回：W、
撤回とみなされる：CW、 理事会付託：RB

| 奉仕部門、ロータリーの目的、中核的価値観 | | | | |
|----------------------|---|---|-------------|---------------------------|
| 番号 | 案件 | 提案要旨 | 対象規定 | 結果 |
| 19-01 | 五大奉仕部門の全文を改正する件 第2680地区(日本) | 「四つのテスト」は、全ロータリアンが生活や仕事の関係で使う倫理的指針である、を追加 | 標準6 | R 213:282 |
| 19-02 | 五大奉仕部門を改正する件 第2680地区(日本) | 第2項の、「そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えること」を削除 | 標準6 | R 134:362 |
| 19-03 | 第三の奉仕部門を改正する件 | 第3項に、「特に、安全な水、衛生施設、清浄な空気、健康的で栄養のある食事を享受できるようにするための法規の順守による環境保全を通じて」を追加する。 | 標準6 | R 120:381 |
| 19-04 | 第三の奉仕部門を改正する件 | 第3項に、「これには、通年使用できる水資源の創出や農業生産の研究開発を含むさまざまな取り組みによって農業および畜産を奨励することを含む」を追加 | 標準6 | R 69:430 |
| 19-05 | 第四の奉仕部門を改正する件 | 第4項に、(ロータリー平和センター、交換プログラム、世界ネットワーク22ク活動グループ、国際共同委員会、双子クラブを含む)を追加 | 標準6 | R 157:344 |
| 19-06 | 第四の奉仕部門を改正する件 | 第4項に、「理事会が決定した方法によって、各地区は別の国の地区と3年間ペアを組むものとする」を追加 | 標準6 | CW 提案者不在 |
| 19-07 | 第三、四、五の奉仕部門を改正する件 | 「入積極的平和と地域社会における平和のリテラシーを追求する」を追加 | 標準6 | R 154:353 |
| 19-08 | ロータリーの目的を改正する件 敦賀ロータリークラブ (日本、第2650地区) | ロータリーの目的を全面改訂し、RI戦略計画と整合性を確保すると共に、ロータリーの奉仕理念の定義とモットーを明記する | R定款4 標準6 | R 111:396 |
| 19-09 | ロータリーの目的を改正する件 | 第2項の削除し、第3項に統合する | R定款4 標準6 | R 221:280 |
| 19-10 | ロータリーの目的の前文を改正する件 千葉ロータリークラブ (日本、第2790地区) | 意義ある事業の基礎としての中の「事業」を「活動」に変更する | R定款4 標準6 | R 320:184 (3分の2のため) |

| | | | | |
|-------|---|--|------------------|----------------------------------|
| 19-11 | ロータリーの目的の前文と第4項を改正する件 千葉ロータリークラブ 木更津東ロータリークラブ (日本、第2790地区) | 「意義ある事業の基礎として」を削除し、「ロータリアンのすべてが」に変更。さらに第4項の職業人をロータリアンに変更する | R定款4 標準6 | R 254:249 (3分の2のため) |
| 19-12 | 第2のロータリーの目的を改正する件 | 第2項の「高い倫理基準」を「倫理と高潔性」に変更する | R定款4 標準6 | R 282:226 |
| 19-13 | 第4のロータリーの目的を改正する件 | 第4項に、環境保護と持続可能な発展を推進する、を追加する。 | R定款4 標準6 | R 213:296 |
| 19-14 | ロータリーの目的の第4項を改正する件 | 第4項に、「国際共同委員会を通じて」を追加する | R定款4 標準6 | R 114:396 |
| 19-15 | ロータリーの目的に第5項を追加する件 | 「第5 リーダーシップ養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年と若者によって好ましい変化がもたらされること」を追加。 | R定款4 標準6 | R 296:214 |
| 19-16 | ロータリーの目的に第5項を追加する件 | 「第5 地球を保全してその多様性を守ること」を追加 | R定款 標準6 | W |
| 19-17 | ロータリーの中核的価値観をRI定款と標準ロータリークラブ定款に追加する件 第2840地区 (日本) | 定款に、第5条 中核的価値観を新設し、中核的価値観として、親睦・高潔性・多様性・奉仕・リーダーシップを規定する。 | R定款 標準 に追加 | R 218:285 |

クラブ運営

| | | | | |
|-------|---|---|-----------|------------------------|
| 19-18 | 会員身分に関する規定を改正する件 | 4.070. 会員身分の制約に、「各クラブは、多様性を推進するような均衡の取れた会員構成を構築するよう努めるものとする」を追加。 | R細則4.070. | A 305:204 |
| 19-19 | 標準ロータリークラブ定款から第3条「クラブの目的」を削除する件 第2580地区 (日本) 敦賀ロータリークラブ (日本、第2650地区) 柏原ロータリークラブ (日本、第2680地区) 東京大森ロータリークラブ (日本、第2750地区) | 国際ロータリー定款と標準ロータリークラブ定款の両方に「ロータリーの目的」が規定されており、この上に更に、「クラブの目的」を規定することは屋上屋を重ね、徒に混乱をもたらすため、標準ロータリークラブ定款の第3条「クラブの目的」を削除する。 | 標準3 | R 97:413 |
| 19-20 | 標準ロータリークラブ定款から委員会を削除する件 加古川中央ロータリークラブ (日本、第2680地区) | 第13条 第7節 - 委員会の項目削除。5つの常任委員会(クラブ管理運営、会員増強、公共イメージ、ロータリー財団<奉仕プロジェクト)を削除する。 | 標準13-7 | R 115:396 |
| 19-21 | 主要な各クラブ委員会の委員長を理事会メンバーとすることを求める件 | 5つの常任委員会の委員長は理事会のメンバーとする。 | 標準13-7 | R 238:269 |
| 19-22 | クラブ会長の任期を改正する件 | クラブ会長の後任者がしかるべく選挙されなかった場合、現職の会長の任期を1年に限り延長する。 | 標準13-5 | A 279:225 |
| 19-23 | クラブ会長選出の日程を改正する件 | 就任24~36ヶ月以内に会長ノミニーを選出することを規定する。 | 標準13-5 | R 170:344 |
| 19-24 | クラブの年次会合において予算と年次報告の発表を求める件 | 年次総会に、クラブの収入と支出を含むクラブの年間予算と年次報告を発表することを規定する。今年度の予算執行状況を審議することを追加修正。 | 標準8-2 | 審議延長後 AA 408:102 |



| | | | | |
|-------|----------------------------------|--|-----------|--|
| 19-25 | 出席報告の要件を奉仕報告に差し替える件 | 出席報告を地域参加報告に改め、クラブは出席報告のかわりに、ボランティア活動時間と奉仕プロジェクトへの貢献を、各四半期の最終例会後15日以内に、事務総長に報告する。 | R細則4.090. | R 240 : 268 再審動議 R 239:265 |
| 19-26 | クラブの名称または所在地域の変更の通告期間を延長する件 | 標準RC定款改正のために、当該改正案の通告する期間を10日前からか21日前に延長する。 | 標準22-2 | A 398:96 |
| 19-27 | クラブの名称の一部として「クラブ」を使用しないことを許可する件 | クラブが選んだ場合は、名称から「クラブ」という語を省略することができるという規定に変更する。 | R定款5-2 | R 255:252 (3分の2のため) |
| 19-28 | クラブの所在地域に関する規定を改正する件 (RI 理事会) | 所在地域に関する規定を「1つ以上の他のクラブが存在する地域にも、クラブを結成することができる。主にオンラインで活動をするクラブの所在地域は、全世界とするか、または、クラブ理事会が決定する通りとするものとする」に変更する。 | R細則2.020. | A 404:104 |
| 19-29 | 衛星クラブの報告手続を改正する件 | 衛星クラブの報告手続を緩和して、会計報告を監査ではなく、検査でも可とする。 | 標準13-6 | A 423 : 78 |

例会と出席

| | | | | |
|-------|--|---|----------------|----------------------------|
| 16-30 | 例会と出席における柔軟性を認める規定を移動する件 大和ロータリークラブ (日本、第2780地区) | 第7条 例会と出席に関する規定の例外を削除し、例外規定要件部分を該当する各条各項ごとに記載して、分かりやすくする。 | 標準7 | A 336:174 |
| 19-31 | 例会と出席における柔軟性を認める規定を削除する件 高山中央ロータリークラブ (日本、第2630地区) | 第7条 例会と出席に関する規定の例外を削除する。及びそれに関連する、8条、12条、15条の「本節の規定への例外は第7条を参照のこと」を削除。 | 標準7 | W |
| 19-32 | 例会と出席に関する柔軟性を認める規定を削除する件 敦賀ロータリークラブ (日本、第2650地区) | 第7条 例会と出席に関する規定の例外を削除する。第8条に例会開催を必ず月2回以上実施することを規定し、第15条4節の終結 — 欠席を削除する。 | 標準7 | W |
| 19-33 | クラブが少なくとも年に40回、例会を行うことを規定する件 神戸須磨ロータリークラブ (日本、第2680地区) | 月2回以上の例会開催の規定を改定し、「クラブは少なくとも年40回、例会を行わなければならない」とする。 | 標準7 | R 122:384 |
| 19-34 | クラブ例会の出席に関する規定を改正する件 秋田南ロータリークラブ (日本、第2540地区) | 出席の一般規定を変更し、例会への代理出席を認め、例会に出席できない場合、配偶者またはパートナーが出席し、これを「会員の出席」と認める。 | 標準12-1 | R 162:348 |
| 19-35 | 欠席のメイクアップに関する規定を改正する件 | 例会の定例の時の前14日または後14日の規定を、同年度以内に変更する | 標準12-1 | A 286:217 |
| 19-36 | 欠席のメイクアップに関する規定を改正する件 | ロータリークラブが提唱する5歳から12歳までの子どものためのプログラムとしてロータキッズを認め、ロータキッズへの出席をメイクアップとする。 | R定款1 標準1,12 | R 115:392 |

会員

| | | | | |
|-------|----------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 19-37 | クラブの会員身分に関する規定を改正する件 (RI 理事会) | 会員身分の公職に就いている人とRI職員に関する規定を削除する。 | R細則 4.60.,80 標準10-7,8 | A 380:125 |
|-------|----------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|----------------------------|



| | | | | |
|---------------|--|--|--|----------------------------|
| 19-38 | 会員資格を改正する件 第2760 地区 (日本) | 会員資格条件の、職業上および(または)地域社会でよい評判を受けておりの中の、(または)を削除する。 | R定款5-2 標準10-1 | R 120:376 |
| 19-39 | クラブの構成を改正し職業分類の制限を廃止する件 (RI 理事会) | 「専門職務」とは異なる職業を持つ会員もいることを反映するため、「職業」という語を追加する。また、現行の職業分類の制限も廃止する。 (同一職業分類に属する会員数が正会員の10パーセント以下となる規定など) | R定款5-2 R細則2.020. 4.030. 4.060. 16.070.2. 標準 10,11,15 | A 403:108 |
| RI会長選挙 | | | | |
| 19-40 | 会長エレクトまたは会長ノミニーの空席を埋める手順を改正する件 | 会長ノミニーまたは会長エレクトの空席が生じた場合に、会長指名委員会が会合において補欠を選出することを指示するという手順に変更する。 理事会による後任会長エレクトの選出規定を追加修正。国際大会で行われる指名の規定中、会長エレクトの空席の項目を修正削除。 | R細則6.080. 12.050. | AA 492:17 |
| 19-41 | 会長ノミニーの選出の規則を改正する件 (RI 理事会) | 地理的条件やタイミングに関わらず、全候補者に自らの氏名を提出するよう推奨できると共に、同じ国のロータリアンが複数年度にわたって連続して選出されないように規定する。 | R細則 12.050. | A 458:50 |
| 19-42 | 会長のためのクラブ投票に関する規定を改正する件 | 会長指名委員選挙に、クラブに最低会員数を規定し、会員数が15名以上でなければ投票できないとする。 | R細則 12.030.4. | R 116:395 |
| RI理事選挙 | | | | |
| 19-43 | 理事指名委員会の会合期間を15日間延長する件 (RI 理事会) | ゾーンの理事指名委員会の会合期間を15日間延長し、9月15日から10月15日までとする。 | R細則 13.020.13. 13.020.18. | A 467:37 |
| 19-44 | 理事の資格条件を変更する件 | 理事資格条件のガバナーを務めてから少なくとも3年経過と推薦される前の36カ月間に少なくとも2回のロータリー研究会への出席の条件を削除する。 | R細則6.050.3 | R 232:283 |
| 19-45 | 理事指名委員会の委員と補欠委員の選出手順を改正する件 | RI細則を改正し、地区が理事の指名委員会の委員と補欠委員を指名委員会手続により選出できるようにする。 | R細則 13.020 | A 338:150 |
| ガバナー選挙 | | | | |
| 19-46 | ガバナーノミニーの資格条件を改定する件 | 資格条件に、男女両方の会員がいるクラブの瑕疵なき会員であることを要する。 | R細則 16.070. | R 186:318 |
| 19-47 | ガバナーノミニーの資格条件を改正する件 釧路ロータリークラブ (日本、第2500地区) Indore Galaxy ロータリークラブ (インド、第3040地区) | ガバナーエレクトの資格条件にガバナー補佐等の地区運営経験を持つことを規定する。 (ガバナー補佐と委員長に修正動議) | R細則 16.070. | R 249:255 |
| 19-48 | ガバナーノミニーの資格条件を変更する件 | 地区ガバナーになるために、クラブ会員の要件を5年に短縮し、若い会員がリーダー職を目指すことができる。 | R細則 16.080. | R 225:281 再審議否決 |
| 19-49 | ガバナーノミニーの投票権に関する規定を改正する件 | 地区選挙のクラブ投票権の基礎となる会員数を7月1日付のクラブ請求書の期日における会員数とする。 | R細則 14.040. | A 324:192 |



| | | | | |
|--------------------|---|--|--|----------------------------|
| 19-50 | 全クラブ会員にガバナーノミニーの電子投票を許可する件 | ガバナーノミニーを選出する投票権をすべてのクラブ会員に付与し、選挙を電子的手段で実施する。 | R細則 14.040. | R 72:443 |
| 19-51 | ガバナーノミニーの対抗候補者に関する規定を改正する件 | ガバナー指名委員会に対して、候補者を推薦できるクラブは、年度初めの時点で設立から少なくとも2年が経過している地区内クラブとする。 | R細則 14.020. R細則 14.040. | R 185:329 |
| 19-52 | ガバナーの対抗候補者の指名および選出の期間を改正する件 | ガバナー指名手続について、対抗候補者の指名の有効期間を15日とする。 15日から30日に修正。 | R細則 14.020.11 | AA 442:69 |
| 19-53 | ガバナーが任務を果たせなくなり、副ガバナーがいない場合には、パストガバナーのみがガバナーの任務を行う資格を有するものとするを要請する件 | いかなる地区ガバナーの交代も国際協議会で研修を受けたパストガバナーのみによって行われると規定する。 | R細則6.120. | A 399:119 |
| 選挙（その他） | | | | |
| 19-54 | 地区レベルでのクラブ投票の規定を修正する件 | 地区レベルの投票などの地区投票にクラブが参加するには、クラブは投票を行うロータリー年度の承認された地区資金を支払い済であるものとし、地区に負債がないものとする。 | R細則 13.020. R細則 14.020. R細則 16.050. | A 271:238 |
| 19-55 | RIBI 内のクラブによる指名と選挙の方法を改正する件 RIBI 審議会（英国） | RIBIからの会長指名委員会委員およびRIBIのゾーンからの理事はIBI内のすべてのクラブによって選挙されるもの | R細則 12.020.2 R細則 13.010.7 | A 417:81 |
| 地区運営 | | | | |
| 19-56 | 副ガバナー職を廃止する件 | 副ガバナー職を廃止して、地区において並列した2つの権力構造を防ぐ。 | R細則 6.120. | R 189:327 |
| 19-57 | 地区の年次財務表の提出期限を延長する件 (RI 理事会) | ガバナーが地区の年次財務表および報告書についてクラブの承認を求める期限を1年に延長し、手続きを簡素化する | R細則 16.060.4. | A 424:92 |
| 19-58 | 地区立法案検討会の招集に関する手続きを改正する件 第2640地区（日本） | 地区内クラブの3分の1以上の会長が、目的である事項を示して地区立法案検討会を招集する請求をガバナーに提出したときは、ガバナーは請求のあった日から8週間以内に、地区立法案検討会を開催する。 3分の1から過半数に修正。 さらに、会長からクラブに修正。 | R細則 16.040.1. | AA 442:65 |
| 19-59 | 地区大会または立法案検討会で採択された推奨案の章典化と継続的効果を要求する件 | 地区大会および地区立法案検討会で採択された地区の推奨案は、地区章典（地区マニュアル）として編集し、一貫して管理し、クラブと共有する。 | R細則 16.040.3. | R 224:289 |
| 国際ロータリー（一般） | | | | |
| 19-60 | 役員および委員を然るべき理由で解任する統一手続を規定する件 (RI 理事会) | RI役員、役員エレクト、役員ノミニー、役員ミニ・デジグネート、委員を停職または解任する手続を統一し、またその決定前に、本人がRI理事会に情報を提供する機会を与える。 | R細則5.040. R細則16.040. R細則16.110. | W |
| 19-61 | 理事会の任務を改正する件 第2740地区（日本） 第2840地区（日本） | 理事の役割に、理事会の決定や理事としての活動について定期的に報告する任務を追加する。 | R細則5.010. | A 403:106 |
| 19-62 | 事務総長は国際ロータリーの最高経営責任者であると規定する件 | 事務総長の呼称を、実態を踏まえて、RIの最高執行責任者からRI最高経営責任者に変更する。 (日本から修正動議が出されたが否決) | R細則6.140.3. | A 306:214 |

GOVERNOR'S MONTHLY LETTER

2018-2019 Vol.11



| | | | | |
|-------|--|--|------------------------------------|----------------------------|
| 19-63 | 地区の境界の変更が効力をもつまでの遅延期間を廃止する件 | 地区境界の変更が効力を持つまで少なくとも2年間という期間の制限を廃止 | R細則 16.010.1 | A 419:93 |
| 19-64 | 地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件 | ロータリアンの数が1,100名未満の地区の境界を廃止あるいは変更する前に、ロータリーの使命に対する地区の貢献の効果を考慮することを追加する。 | R細則 16.010.1 | R 221:284 |
| 19-65 | 地区の境界を変更し、クラブ数によってゾーンを決定する理事会の権限を改正する件 | ゾーン内のクラブ数がおよそ等しくなるようにし、1,100名未満あるいはクラブ数が55未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができるに変更。 | R細則 13.010.1 R細則 16.010.1 | R 137:367 |
| 19-66 | RI 細則から機関雑誌の名称を削除する件 (RI 理事会) | RI細則から RI機関雑誌の名称をザ・ロータリアン誌とするという要件を削除する。 | R細則21.010. | A 444:62 |
| 19-67 | 機関雑誌および地域雑誌の発行および購読義務を廃止する件 | IT化が進展し、インターネットで様々な情報が取れる中、RI が印刷物の雑誌を発行し、ロータリアンがこれを購読が義務を削除することで、コストが削減できる。 | R細則.21. 標準17 | R 125:376 |
| 19-68 | 機関雑誌および地域雑誌の購読義務を改正する件 | IT化が進展し、インターネットで様々な情報が取れる中、RIの機関雑誌またはロータリー地域雑誌の購読を選択できる。 | R細則21.020. R細則21.030. 標準17. | R 138:370 |
| 19-69 | 会員個人情報の開示を禁止する件 | RI は、会員による明示的な許可がない限り、ロータリアンの個人情報を外部団体に開示しないことを明確にする。 | R細則4.120. | R 195:315 |
| 19-70 | クラブの加盟終結に関する規定を改正する件 | 会員数が6名未満となったクラブは、ガバナーの要請により理事会がそのクラブを終結させることができるとする。 | R細則 3.030.3. | A 302:205 |
| 19-71 | 審議会議員として元RI 会長を除外し、元会長審議会を削除する件 | 元会長を審議会の役職から除外し、また元会長審議会を廃止することで、元会長をRIの全ての公式役職から除外する。 | R細則9.010. 20.030. | R 127:384 |

国際ロータリー (会員)

| | | | | |
|-------|---|--|---|---|
| 19-72 | ローターアクトクラブがRI 加盟を求められることを明確にする件 (RI 理事会) | ローターアクトクラブの RI加盟を規定し、ロータリーファミリーに迎え入れようとするもの。RI加盟により、ローターアクトクラブの RI との所属関係がより高い位置づけとなる。ローターアクターは引き続きロータリアンと明確に異なる権利、特権、代表を維持することになる。また、ローターアクトクラブは、その会員のおのおのにつき、理事会により定められた通りに人頭分担金を支払うものとする。 | R定款 1,2,3,5,8,11, 13. R細則2.010. 2.040. 3.010. 3.030. 3.050. 4.060. 7.050. 6.060 18.020. 18.030. 18.040. 19.010. 19.020 | 再審議 AA 381:134 |
| 19-73 | 試験的プロジェクトに関する規定を削除する件 釧路ロータリークラブ (日本、第2500地区) | 「試験的プロジェクト」は2016年COLでの柔軟性の導入によって「歴史的使命が終了」したことを認識し、試験的プロジェクトに関する規定を削除する | R定款5-4 | R 96:412 |

国際ロータリー (委員会)

| | | | | |
|-------|--------------------------------|---|------------|---------------------------|
| 19-74 | 国際大会委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会) | 国際大会委員会の経験者の追加を規定し、以前の国際大会委員会で委員を務めた人をもう一人、国際大会委員会委員とすることができることにする。 | R細則17.050. | A 451:56 |
|-------|--------------------------------|---|------------|---------------------------|

| | | | | |
|-------|---|---|------------|--------------|
| 19-75 | ローターアクト・インターアクト委員会の職務権限を改正する件 (RI 理事会) | ローターアクト・インターアクト委員会におけるロータリアンとローターアクターの委員数を同数にし、ロータリアンとローターアクターが委員会の共同委員長を務めることを規定する。委員会の責務からインターアクトを除外する修正。 | R細則17.010. | AA 452:40 |
| 19-76 | 監査委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会) | ロータリー財団管理委員の委員を2名、理事の委員を2名に変更し、そのほかの委員3名は6年任期で、2年ごとに1名の委員が交代する。 | R細則17.120. | R 240:266 |
| 19-77 | 情報技術委員会について規定する件 | 情報技術委員会を新設し、任期3年の6名の委員とし、毎年2名ずつ交代する | R細則17.010. | R 157:335 |
| 19-78 | ロータリー代表ネットワークを規定する件 | ロータリー代表ネットワーク委員会を正式に規定し、各委員が担当する政府機関との連絡および活動成果についてRIに対して報告する。 | R細則17.140. | R 200:304 |

国際ロータリー (国際大会)

| | | | | |
|-------|--|---|---------------------------------|-------------|
| 19-79 | 国際大会の процедуруを更新して近代化する件 (RI 理事会) | 現行のRI細則第10条「国際大会」の大部分はRI定款第9条と同じ概念を繰り返しているため削除し、理事会が行っている年次国際大会の計画と監督を規定し、現状の国際大会の実情に一致させる。 | R細則 5.040.3. R細則10. | A 485:23 |
| 19-80 | 役員の手順を改正する件 | 国際大会での役員の出選は、既にRI細則において最終決定であると宣言されており、大会で役員の手順を行う形式の手順は不要であり、年次大会の時間と経費を節約するためにも廃止する。 | R細則6.010. R細則10、11、 12、14 | A 414:98 |
| 19-81 | 国際大会の特別協議会に関する規定を削除する件 | RI細則のうち使用されず必要とされない規定を削除する案件として、ロータリー国際大会において、世界の地理的地域のための特別協議会を承認する規定を削除する。 | R細則10.150. | W |

RI財政および人頭分担金

| | | | | |
|-------|---|--|-----------------|--------------|
| 19-82 | 人頭分担金を増額する件 (RI理事会) | 2020-21年度から2022-23年度まで、人頭分担金を年に1ドルずつ増額する。20-21年度69ドル、21-22年度70ドル、22-23年度71ドルへ増額する。 | R細則 18.030.1 | A 333:174 |
| 19-83 | 人頭分担金を増額する件 | 人頭分担金を3年間に1年あたり2米ドルの増額をする。 20-21年度70ドル、21-22年度72ドル、22-23年度74ドル、23-24年度76ドル | R細則 18.030.1 | W |
| 19-84 | 人頭分担金を増額する件 敦賀ロータリークラブ (日本、第2650地区) | 2019-20年度以降は半年ごとに米貨40ドルとし、RI人頭分担金の額は、10年間2030年までは改定しない。同時に、追加会費の項目は削除する。 | R細則18.030. | R 53:451 |
| 19-85 | 人頭分担金の増額に関する規定を改正する件 第2580地区 (日本) | 2019-20年度以降には半年ごとに米貨34ドルとする。2020-21年度以降少なくとも3年間は人頭分担金の値上げを行わない。 | R細則 18.030.1 | W |
| 19-86 | 現在の人頭分担金の金額を維持する件 | 2019-20年度以降3年間は人頭分担金を半年ごとに米貨34ドルに据え置く。 | R細則 18.030.1 | W |
| 19-87 | 夫婦が同じクラブの会員である場合に人頭分担金を減額する件 | 法的に婚姻関係にある2名の個人が同じクラブの会員である場合、配偶者については人頭分担金を半額に減額する | R細則 18.030.1 | W |



| | | | | |
|----------------------|--|--|---|--------------|
| 19-88 | 30歳以下の会員は人頭分担金を軽減し、ロータリー機関雑誌のデジタル版購読料を無料とする件 | 30歳以下の会員については人頭分担金を75パーセント減額する。さらに、機関誌の購読義務を免除され、機関雑誌のデジタル版を無料で受信する。ただし、本人の意思で有料購読者となり、印刷版を郵送で受け取ることできる。 | R細則 18.030.1 R細則 21.030.3 | W |
| 19-89 | 高齢の会員の人頭分担金を減額する件 | 会員の年齢、および一つまたは複数のクラブにおける会員在籍年数の合計が85年以上である場合、その会員の人頭分担金は50%減額することとする。 | R細則 18.030.2 | W |
| 19-90 | 高齢の会員の人頭分担金を減額する件 | 75歳以上で、一つまたは複数のロータリークラブで通算25年以上正会員であるロータリアンは、人頭分担金の支払いを50%免除される。 | R細則 18.030.1 | R 151:356 |
| 19-91 | 高齢の会員の人頭分担金を免除する件 | 65歳以上で、一つまたは複数のクラブで少なくとも30年間会員であるロータリアンは、人頭分担金の支払いを免除されることを選択できる。 | R細則 18.030.1 | R 108:399 |
| 19-92 | 人頭分担金への変更の有効性および影響をクラブに開示する件 東京八王子ロータリークラブ 東京芝ロータリークラブ (日本、第2750地区) | RIは、人頭分担金の増額のための会計情報の開示に取り組むために、各地区に対し理事または他の理事会の代理が説明発表する。また年次報告には、RI人頭分担金への変更の有効性および影響を記述するものとする。 | R細則18.060. R細則18.080. | R 234:272 |
| 19-93 | 一般剰余資金の名称をRI 準備金に変更する件 (RI 理事会) | 現行のRI細則は準備金を「一般剰余金」と称しているが、「剰余金」という言葉は、余った資金という誤解を招いているため「準備金」に変更する。「準備金」という用語のほうがより現状に的確である。 | R定款6-2 R細則18.050. R細則 21.020.3 | A 502:14 |
| 19-94 | 一般剰余金の設定手順を改正する件 | RIの準備金の固定した計算方法をRI細則から削除しようとするものである。目標準備金は、今後の予期されるニーズと予期できないニーズを満たすために必要な最低金額であるが、ビジネス条件およびビジネスリスクの評価に対して適切な準備金の目標を設定すれば、RIの目標最低金額の計算も変更される可能性があるからである。 | R細則 18.050.6 | A 434:68 |
| 19-95 | 新たな目標を定め、一般剰余金を定義する件 (RI 理事会) | RIの準備金の方針を近代化するために、一般剰余金の定義をRI細則に定め、一般剰余金適切なレベルを年間運営費の65パーセント(RI国際大会および規定審議会の支出を下回る)とする | R細則 18.050.6 | W |
| 審議会 (会議前の手続き) | | | | |
| 19-96 | RI 理事会が決議審議会に緊急制定案を提案することを認める件 (RI 理事会) | 決議審議会は、その開催年度の前年度6月30日までに理事会より提出された緊急制定案を審議し、決定する。 | R細則8 | A 325:182 |
| 19-97 | 規定審議会の臨時会合を合理化して近代化する件 (RI理事会) | 理事会提出の立法案のみを審議、決定できる臨時会合を合理化し近代化するために、通知期間を短縮し、電子会合の選択肢を可能とする。 | R定款10-5 R細則7.060. R細則9.170. | A 434:77 |
| 19-98 | 規定審議회를8月、9月、10月のいずれかの月に開き、立法案提出の締切日を変更する件 第2680地区 (日本) | 規定審議会は3年に1度、8月、9月、10月のいずれかの月、できれば10月に招集されるものとする。提出締切日は規定審議会の開かれる年度の前年度の12月31日前々年度の6月30日までとする | R細則8.120. | R 92:420 |
| 19-99 | 制定案提出期限を改正する件 | クラブが制定案を提案できる提出期間を3カ月延長し、前年度3月末とする。 | R細則13.020 | R 217:272 |



| | | | | |
|----------------------|---|--|--|----------------------------|
| 19-100 | 決議案の承認に関する規定を改正する件 木更津東ロータリークラブ (日本、第2790地区) | クラブ提出の決議案を地区で承認する 手続に、第14.040.節に沿った形でガ バナリーの行う郵便投票の票決できる規 定を追加する。 | R定款10 | A 341:137 |
| 19-101 | 欠陥のある決議案の定義を改正 する件 (RI理事会) | 欠陥のある決議案の定義を改定し、 ①理事会または管理委員会の裁量の範 囲内にある運営または管理に関わる行 為を要請する場合。(アグ-ライン修正) ②理事会または管理委員会によって既 に実施されている行為を要請する決議 を欠陥があると見なす。 | R細則 8.060.2. | AA 451:55 |
| 19-102 | 審議会の直接会合の前に立法案 の検討を許可する件 (RI理事会) | 規定審議会の直接会合の前に、代表議 員は立法案を電子投票し、その20パー セント未満が賛成の場合、規定審議会 の直接会合で審議しない。この投票は 決議審議会の一部とすることができる。 | R細則 7.050.5. | A 450:65 |
| 19-103 | 審議会の直接会合の前に立法案 の検討を許可する件 (RI理事会) | 規定審議会の直接会合の前に、代表議 員は立法案を電子投票し、その80パー セントを超える場合、その制定案は直 接会合の同意議題として検討される。 この投票は決議審議会の一部とすこ うができる。 | R細則 7.050.5. | A 439:69 |
| 審議会 (会議と代表議員) | | | | |
| 19-104 | 規定審議会に出席する代表議員 の選出過程を改正する件 RI 理事会 第6040地区 (米国) 第6080地区 (米国) | 各地区がそれぞれ代表議員を選出する が、各代表議員の任期は現行の3年で はなく6年とし、二つ1組となった地区 が交代で代表議員を規定審議会に送る こととなる(つまりそれぞれの代表議 員は1回ずつ審議会に出席する)。決議 審議会は全代表議員全員が参加。 | R細則 9.010.1. R細則 9.020.3. R細則9.030. R細則9.040. R細則 9.060.1. R細則 9.070.1. | R 174:334 |
| 19-105 | 規定審議회를2年に一度の開催と する件 (RI理事会) | 規定審議회를3年に一度ではなく2年 に一度開催する。その目的は、審議会 をより機敏なものとし、ロータリー の変化により迅速に対応できるように するためである。本項目は、地区を組 み合わせる第19-104号と一緒に提出さ る | R定款10-2 R細則9.010. R細則9.040. R細則 9.060.1. R細則 9.070.1. R細則17.010. | W |
| 19-106 | 年次電子規定審議회를規定する 件 | 3年に一度開催される規定審議会の直 接会合を廃止し、毎年オンライン投票 を行う。制定案および決議案の締め 切り日は、すべて規定審議会の開か れるロータリー年度の前年度の6月30 日まで | R定款10-2,4 R定款16-1 R細則7/8/9/ 16/17/18/26 . | W |
| 19-107 | 審議会代表議員の選出過程を改 正する件 | ゾーンレベルで制定案をより徹底的 に議論することを奨励し、規定審議 会のコストを削減して効率を改善す る。ロータリー研究会で、ゾーンご とに6名の代表議員が選挙される。 ゾーン代表議員は投票権を有する議 員とし、代表制の民主主義的手続き を維持できる | R細則 9.010.1. R細則9.020. R細則.030. R細則9.060. R細則.070. R細則.080. R細則.090. | R 96:409 |
| 19-108 | 審議会代表議員の資格条件を変 更する件 | 代表議員の資格条件として、選挙時 において、過去3年間に少なくとも2 回の研究会と1回の国際大会に出 席すること。過去に代表議員を務め たことのある候補者の場合は免除さ れる。 | R細則 9.020.2. | R 247:252 |

| | | | | |
|-----------------|---|---|--------------------------|----------------------------|
| 19-109 | 審議会代表議員の選出期間を改正する件 | 十分に研修・準備をするために、地区代表議員が選出される時期を、規定審議会の2年前から3年前に変更する。 | R細則9.060.1 R細則9.070.1 | R 228:274 |
| 審議会（その他） | | | | |
| 19-110 | 審議会における信任手続きを簡素化する件 (RI理事会) | 信任状委員会の作業の多くは、代表議員の確認など、すでに登録デスクで行われた作業と重複するので、信任状委員会を不要と考え、廃止する。 | R細則9.100. | A 403:97 |
| 19-111 | 審議会の投票権規定を改正する件 | 各審議会代表議員は、1案件につき1票を有するが、地区の規模の差により小規模地区のクラブ会員と大規模地区のクラブ会員では、1票の差が最大8倍にもなる。そこで、地区内のロータリアン1,000人ごとに1票の割合で投票権を有するものとするに改め、代表するロータリアンの人数に応じて審議会の代表議員の票を重み付けする。 | R細則9.120. | R 97:417 |
| 19-112 | 審議会議員について改正する件 | 規定審議会参加者は選挙により選ばれた議員と現職の役員によって構成されるべきとし、元RI会長を除外し、RI理事の数も代表1名とする。これにより、旅費および宿泊費を大幅に削減する。 | R細則9.010. | A 258:252 |
| 19-113 | ロータリー研究会で審議会の報告を行うことを定める件 第2740地区（日本） 第2840地区（日本） | ロータリー研究会の招集者は、各規定審議会および決議審議会で審議され、決定された立法案について報告するものとするを規定する。 | R細則20.020. | A 343:153 |
| 19-114 | 審議会の決定に反対するための手続きを改正する件 堺おおいずみロータリークラブ (日本、第2640地区) | 事務総長は、規定審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブから正規に提出されたすべての書式を調べ、表にし、RIのWEBサイトで公開する。 | R細則 9.150.3. | A 323:180 |
| 特殊な立法案 | | | | |
| 19-115 | 国際ロータリー細則を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する件 (RI理事会) | RI細則に対する非実質的な変更を加えるために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、数カ月にわたり、特別委員会が各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。その結果、RI細則は3分の1ほど短縮され、約30,000語から20,000語となり、ずっと使いやすくなった。 | R細則 | A 494:13 |
| 19-116 | 標準ロータリークラブ定款を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する (RI理事会) | クラブ定款に対する非実質的な変更を行うために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、数カ月にわたり、特別委員会が各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。その結果、クラブ定款は6分の1ほど短縮され、ずっと使いやすくなった。 | 標準 | A 502:9 |
| 19-117 | RI理事会にRIの課税上の地位を変更するための適切な措置を講じることを許可する件 (RI理事会) | RIを米国内国歳入法第501条(c)(3)項の免税団体へと変更する。このことにより、費用削減が期待できる。 | 見解表明案 | A 374:120 |

青少年交換委員会 関西方面研修旅行

開催日：平成31年3月21日(木)～24日(日)

場 所：京都・大阪

報告者：副委員長 服部 忠夫

<研修旅行内容>

* インバウンド学生4名と原委員長、服部副委員長6名で新幹線を利用して、千年の古都・京都と西の大都会・大阪へ3泊4日の研修旅行に行っていました。初日は2560地区(新潟)の委員会・インバウンド学生と合流して、京都観光・夕食会。2日目はRIJYEMアドバイザー近藤直道住職の神峯山寺において護摩祈願体験。3日目は大阪ユニバーサル・スタジオ・ジャパンにて早朝から閉園まで満喫して参りました。最終日は、2660地区(大阪)のローテックスや大阪の大学に進学した2840地区(群馬)のローテックスも合流して、手作りたこ焼き体験などをして帰路に着きました。

<行程>

3/21日(1日目)

A M 8 : 00高崎駅集合→A M 11 : 47京都駅着→駅ビルにて昼食(京風ラーメン)→金閣寺→清水寺→祇園→夕食(鳥久 水炊き料理)→ホテル(泊)

3/22日(2日目)

ホテル出発(新潟メンバーと合同貸切バス)→伏見稲荷大社→昼食(高槻市役所内レストラン)→神峯山寺→夕食(2560地区宿泊のレストラン)→ホテル(泊)

3/23日(3日目)

ホテル出発→ユニバーサル・スタジオ・ジャパン→ホテル(泊)

3/24日(4日目)

ホテル出発→道頓堀観光→たこ焼き体験→昼食(串カツ)→新大阪駅14 : 10発→高崎駅18 : 12着→解散

日本の素晴らしい伝統文化に触れ、他地区の学生とも交流を深める事ができ、とても有意義な研修旅行だったと思います。インバウンド学生も見聞を深め日本においての楽しい思い出が作れたと思います。



金閣寺



神峯山寺にて護摩焚き体験



ユニバーサル・スタジオ・ジャパン

第4分区B合同ロータリーデー活動

開催日：2019年3月23日(土)
報告者：館林東RC会長 岸 信彦

ロータリーデーの地域奉仕活動事業として、私たち第4分区Bでは館林市、邑楽町にまたがる自然豊かな多々良沼周遊道周辺清掃活動を次の通り実施しました。

3月23日午前8時00分に集合。宮内敦夫ガバナー挨拶並びに土屋孝夫ガバナー補佐挨拶。5クラブ合同の記念撮影。その後、各クラブ担当エリアへ直行し清掃作業を直ちに開始しました。

多々良沼周遊道周辺清掃活動も今年で2年目です。各クラブは昨年と同じ担当エリアの道のゴミ拾いを約1時間かけて行いました。

この湖畔には、周遊の遊歩道3割ほどにソメイヨシノの桜が植樹されており、まもなく桜見物の人でにぎわうのですが、今年は館林市内で「クビアカツヤカミキリ」の発生が確認されておりますので、心配されるところです。

今年度も昨年同様第4分区Bの会長、幹事の皆さんの同意を得て5クラブ共同事業としてこの自然豊かな多々良沼を綺麗な姿で訪れる方々に気持ちよく散策していただく目的で、館林RC、大泉RC、館林西RC、館林東RC、館林ミレニアムRC、のメンバー総勢55名が参加して多々良沼周遊道周辺清掃活動を実施することが出来ました。

各クラブの参加者はクラブのジャンパーや帽子を着用される方も多く、ロータリークラブの公共イメージの高揚にも努めました。

当日は、上毛新聞及び朝日新聞が取材に来られました。ちなみに上毛新聞では3月24日(日曜日)18ページ目に『サクラ開花に向け多々良沼ごみ拾い 5ロータリークラブ』というタイトルで記事と写真が掲載されました。

この事業も今年2年目です。ロータリーデー活動の一貫として定着したものと考えます。これからもロータリー活動の社会奉仕活動の充実と公共イメージの高揚のために5クラブ共同事業の推進に努めます。



2019.3.23 ロータリーデー 多々良沼周遊道清掃活動

重田政信RI元理事 米寿のお祝い例会

当クラブの元RI理事重田政信会員の「米寿をお祝いする会」と銘打って、昼の通常例会を開催しました。重田会員のお祝いということで、宮内ガバナー、森田ガバナーエレクト、友好クラブの新潟東ロータリークラブから片山会長と中川副会長の皆様にご来訪いただきました。

点鐘後、出席者全員でのスキンシップタイムで素肌を通じた友好関係が作られた後に、全員で「それこそロータリー」を歌い、来訪者紹介を行いました。そして、「元RI理事 重田政信君 米寿お祝いの会」の始まりです。

最初に、当クラブの下平門下生によるお祝いの謡い「四海波」(「高砂」の一節)が披露されました。これに引き続いて、宮崎洋会員の(株)宮崎による米寿用の黄金色の特製「ちゃんちゃんこ」が贈呈され、重田会員に着付けをして、記念撮影と相成りました。重田会員は、この写真をRIの友人らが見たら、「重田、CRAZY!」と言われるだろうと言って、とても嬉しそうでした。

そして、メインイベントとして、ホテルグランビュー高崎特製のバースデーケーキに、結婚式以来?のご夫婦の共同作業ということで、重田ご夫妻が入刀されました(あとで、このケーキは出席者に配膳されました)。

ここで、食事となりましたが、この日は、ホテルグランビュー高崎の料理長から、メニューの紹介が行われ、出席者一同おいしい洋食に舌鼓を打つことになりました。そして、食事が始まってしばらくしたところで、加藤耕二会員のご厚意による特別ゲストとして、1979年日本レコード大賞最優秀新人賞受賞の歌手桑江知子さんが登場し、懐かしい「私のハートはストップモーション」などの歌唱を披露され、米寿のお祝いに華を添えました。



謡いの写真



ちゃんちゃんこ記念写真



ケーキカットの写真



桑江 知子の写真

食事の終了後は、幹事報告、出席報告、ニコニコBOX報告、川本会長エレクトのPETS報告が行われました。報告者は、どれだけ短時間で報告できるかが腕の見せ所、ということで、とてもコンパクトな時間でこれらを行いました。因みに、この日のニコニコBOXは大変盛況で、しかも、重田会員から、「米寿に因んだ」分厚い御祝儀袋をいただきましたため、米寿お祝い例会は、興行としても大成功となりました。

続けて、宮内ガバナー、森田ガバナーエレクト、片山新潟東ロータリークラブ会長の祝辞となりましたが、紙面の都合上、その要旨を報告します。

宮内ガバナー 祝辞

今日は重田先生の米寿のお祝いということで喜んで参りました。重田先生はロータリーのために50年間お尽くしになって、日本を代表してRIの理事もお務めいただきました。2840地区にとって正に総帥であり、我々を導いてくださる方でございます。奥様と仲良くされているお姿を遠くで見ている、ああいう夫婦だったらいいなと思っています。これもひとえに重田先生のお人柄ではないかと思えます。どうぞこれからもご健勝で、我々後輩を導いていただきますようお願い申し上げます。本日はおめでとうございます。



宮内ガバナー祝辞写真

森田ガバナーエレクト 祝辞

私の年度でガバナー補佐をお務めいただく梅山さんからご連絡がありまして、お聞きした以上は馳せ参りなくてはいけないということで参りました。お祝いを申し上げられる機会をいただき感謝申し上げます。重田元RI理事ご夫妻におかれましては永年にわたりロータリーに大きく貢献され、また本日はクラブを挙げて米寿をお祝いするという事で、本当におめでとうございます。重田先生は2840地区唯一のRI理事経験者でございます。実は私はエレクトとして歴代ガバナーが並んでいる諮問委員会で諮問する機会があるのですが、重田先生には大変心温まるご指導をいただいています。感謝を申し上げます。また次年度に向けて、梅山ガバナー補佐だけでなく堤ローターアクト委員や橋谷ポリオプラス委員長など多くの方に高崎北RCから地区へ出向いただきまして、重ねてお礼申し上げます。また女性の会では私の家内も重田夫人にはお世話になっています。これからもお導きくださいますようお願い申し上げます。お祝いの言葉とさせていただきます。本日はおめでとうございます。



森田ガバナーエレクト祝辞写真

新潟東RC 片山会長 祝辞

重田先生、88歳のお誕生日まことにおめでとうございます。先ほどのご夫妻によるケーキカットは結婚式以来ではないかなと思ながら拝見しました。黄色い「ちゃんちゃんこ」がとてもお似合いです。ほのぼのとしたお祝い例会で、感動いたしました。私どもは今から25年前に友好クラブとして締結させていただきましたが、これは群馬と新潟が分割されることになったときに新潟東RCの栗山パストガバナーから「高崎北RCに重田先生と



片山会長祝辞写真

「いう素晴らしい男がいるから、これを機会に友好関係を結びましょう」という話があり締結をさせていただきました。重田先生にはあと12年、100歳まで長生きしていただければと思います。本日は大変おめでとうございました。

最後に重田会員からお礼のご挨拶をいただきました。

重田政信会員 謝辞

本日は、室賀会長、井上幹事を始めとする我がホームクラブの皆様のご厚意により、私の米寿を祝って家内まで御招待に与りまして、このように盛大な祝賀会を開催して頂き、しかも御多忙の宮内ガバナーや森田ガバナーエレクト、及び友好クラブである、新潟東RCの片山会長、中川副会長の御両名にも遠路御臨席頂き、御懇篤な祝辞を賜りましたことは、私の50年・半世紀に亘るロータリー生活の中で最大のハイライトの一つであり、誠に有り難く、心から御礼申し上げます。

因みに、最近の統計によりますと、日本人の男の平均寿命は81歳ですから、米寿88歳と言いますと、もう私は平均寿命を7年も上回っていることになります。

更に、あと何年生かされるかという平均余命の方は、私の年齢ですと、約6年ということになっていますから、88プラス6で94歳迄寿命があると言う計算になり、94歳までは皆様に御迷惑をかけず、家内にも「愛想づかし」をされないように、生きる生活設計を立てておかねばならないと決心しております。

また、本日は当クラブの花形である下平社中の高崎北RC謡曲部による謡い「四海波」でお祝い頂き、宮崎洋会員のお世話により(株)宮崎特製の「ちゃんちゃんこ」、並びに森田稔総支配人の御配慮による特製バースデーケーキをご用意頂くなど、まことに身に余る光栄と存じて居ります。

さて、長寿にまつわる色彩は、喜寿77歳が紫、傘寿80歳が黄色、私の場合の米寿88歳が金茶、卒寿90歳と白寿99歳が白だそうですが、この「ちゃんちゃんこ」を頂いたことはまことに有り難く、大事に保存させていただきます。

また、加藤耕二会員のお世話による桑江知子さんのスペシャルステージも、大いに堪能させて頂きました。加藤さん、この度は御尽力まことに有り難う御座いました(ここで重田会員が興奮のあまり英語にて感謝の言葉を発しているのですが、記録できませんでした)。

思えば、丁度半世紀前の1969年1月に、井草憲太郎パストガバナーの御推薦によって高崎北RCに入会させて頂き、その後、秋葉猛・元会長から副会長を仰せつかり、更に当クラブの推薦を頂いて1995～96年度、丁度四半世紀前に地区ガバナーを拝命し、その後研修リーダーを経てR I理事の選挙に当選出来たのも、当クラブのバックアップのお陰と、常に感謝致しております。

特に秋葉・元会長から副会長を仰せつかった事は、副会長をしておかないとクラブ会長にはなれず、またクラブ会長を務めないで地区ガバナーになる資格がなく、更にガバナー経験者でないとRI理事にはなれないという関係で、私がRI理事を経験出来たのは秋葉先輩のお陰であると言っても過言ではありません。この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

特に、14年も前になりますが、2005年11月に、当時のR I理事として私が招集者となり、東京の新高輪プリンスホテルで開催された第34回ロータリー



重田会員謝辞写真



花束贈呈の写真



・ゾーン研究会のホストクラブという大役を、当高崎北ロータリークラブが引き受けて下さり、クラブを挙げての御協力を頂いて、この全国的な規模の研究会で大きな成果を上げることが出来ましたことは、忘れることの出来ない思い出であります。
まことに言葉も足りず、また口の中の手術を受けた後の後遺症のため、歯切れの悪い発音になりましたが、これをもちまして御礼の挨拶に代えさせていただきます。本日はまことに有り難うございました。

重田会員の謝辞が終わると、宮内ガバナーから、重田ご夫妻に花束の贈呈が行われ、会場は祝福の拍手包まれ、無事米寿お祝い例会が終了しました。

以上が当クラブの通常例会の一コマですが、例会運営のご参考になればと思い、ガバナー月信に寄稿させていただきました。

文責 クラブ会報委員長山口晋二の原稿に室賀会長が加筆したもの

第2分区B 国際ロータリー創立記念 5RC合同事業

開催日：平成31年4月12日(金)
会 場：伊勢崎市境総合文化センター
報告者：ガバナー補佐 原 邦昭

5RC(伊勢崎RC・群馬境RC・伊勢崎中央RC・伊勢崎南RC・伊勢崎東R)の合同事業として、「ウィリアムス浩子カルテット+山本玲子」のJazzライブコンサートを開催した。開演前や休憩時間を利用して、ロータリーの紹介や5RCの最近の活動状況をプロジェクターで放映し公共イメージUPに役立てた。

当日は来賓として、宮内ガバナー、森田ガバナーエレクトをお招きし、約700人の市民の方と一緒にJazzを楽しんで頂いた。



国際ロータリー創立記念 伊勢崎5クラブ合同事業 Rotary

ウィリアムス浩子カルテット + 山本玲子

Special JAZZ LIVE!

ウィリアムス浩子(vo)

須川崇志(b)

佐藤浩一(pf)

今泉総之輔(d)

スペシャルゲスト
山本玲子(vib)
ワグワグワン

4/12(金) 17:30開場
18:00開演
境総合文化センター
入場無料

伊勢崎ロータリークラブ Tel 0270-24-9966
群馬境ロータリークラブ Tel 0270-74-4099
伊勢崎中央ロータリークラブ Tel 0270-20-6000
伊勢崎南ロータリークラブ Tel 0270-30-5033
伊勢崎東ロータリークラブ Tel 0270-30-3344

入場整理券が必要です。
境総合文化センター(0270-76-2222)
又は伊勢崎市各ロータリークラブ会員
又は事務局(左記)より入手できます。
未就学児童の入場はご遠慮下さい。

高崎東RC ベトナム語学んで交流

報告者：高崎東RC 豊泉 清

ここ数年、ベトナム人の留学生や研修生が急増している。私ども夫婦が所属している民間の国際奉仕団体は、ベトナム人留学生に奨学金を贈るボランティア活動を展開し、毎月定期的に留学生と歓談する機会がある。

10年ほど前、ユネスコ主催の奉仕活動に参加して、ベトナムの山村を訪れたことがある。地元のベトナム人にベトナム語であいさつしたのが契機となって、ベトナム語に興味を持ち始め、入門書を買って独学で初歩の初歩をかじり始めた。

現代ベトナム語はローマ字で表記しているが、歴史的には漢字文化圏に属しており、漢字に置き換えられる単語が無数にある。例えば「ありがとう」を「感恩(恩を感じる)」、「さようなら」を「暫別(しばらく別れる)」と書く。地名のハノイは「河内」、ホーチミンは「胡志明」と漢字で表記できる。発音が日本語とほとんど同じような単語も無数にあるから、西欧語よりも身近に感じられ、暗記しやすく、理解もしやすいので、その後もほそぼそと学習を続けている。

異文化の正しい理解は「何よりもまず言語の習得から」と思っている。今後も大勢のベトナム人留学生と交流しながら、ベトナムの文化や歴史の理解に努めたい。

2018年5月29日(火) 上毛新聞掲載記事



ベトナム出身の米山奨学生とベトナム語のお喋りを楽しむ高崎東RCの会員
(本島 明信 会員) (豊泉 清 会員)

2018年10月7日 於 館林市文化会館
ロータリー地区大会の会場にて

ぐんま経済新聞掲載企画について

ガバナー 宮内 敦夫
公共イメージ委員長 槻岡 行支

拝啓 新緑の候、皆様にはご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、先般各クラブへお知らせ及びご依頼をさせて頂きましたが、本年度も群馬経済新聞様のご協力を頂き、前年度に引き続き、ぐんま経済新聞に毎週、地区内45クラブのクラブ紹介を掲載させて頂きます。

掲載要項と掲載予定を再度お知らせさせて頂きますので、ご確認下さいますようお願いいたします。

尚、本年度は月信の紙面上で掲載面のご紹介ができませんので、掲載面は毎週木曜日発行の「ぐんま経済新聞」でご確認頂けますようお願いいたします。

敬具

【クラブ紹介記事 要項】

1. 木曜日発行の「ぐんま経済新聞」にて、国際ロータリー第2840地区の45クラブのクラブ紹介を毎週1クラブずつ行う。
2. 記載項目
 - クラブ紹介(クラブの特徴やトピックス)
 - クラブ会長挨拶
 - クラブ概要(会長・幹事名、事務局所在地、例会情報など)上記項目を600字程度で記述のこと
3. 会長顔写真を掲載
4. フォーマットは下記の通り

| | |
|---|---------------------------|
|  | 国際ロータリー第2840地区〈群馬〉 |
| | ○○○ロータリークラブ |
| ■ 会長あいさつ | ■ クラブ紹介 |
| | ○○会長 |

記事掲載企画

記事内容：クラブの紹介

原稿(会長の写真を添えて)の提出先：ぐんま経済新聞社 小曾根 要人 様

seisaku@gunkei.com まで

| | RC | 新聞掲載日 (木曜日) | 原稿締切り日 (厳守) |
|------|-------|----------------|----------------|
| 第5分区 | 渋川 | 5/16 | 4/18 |
| | 沼田 | 5/23 | |
| | 草津 | 5/30 | |
| | 中之条 | 6/6 | |
| | 沼田中央 | 6/13 | |
| | 渋川みどり | 6/20 | |

年間行事予定表

| 開催日 | | 項目 | 場所 | |
|-------|---------------|--------|----------------------------------|------------------------|
| 2019年 | 『母子の健康月間』 | | | |
| | 4月 | 13日(土) | (森田年度) 第2回ガバナー補佐会議 | 伊勢崎プリオパレス |
| | | 13日(土) | (森田年度) 第2回ガバナー補佐・ 委員長合同会議 | 伊勢崎プリオパレス |
| | | 14日(日) | 青少年交換ホストクラブ 第1回オリエンテーション | 前橋問屋センター会館 |
| | | 14～18日 | 規定審議会 | シカゴ |
| | | 20日(土) | 地区補助金最終審査会 | 前橋商工会議所 |
| | | 21日(日) | 新規米山記念奨学生カウンセラーセミナー | 前橋問屋センター会館 |
| | | 21日(日) | 新規米山記念奨学生カウンセラー・ 奨学生オリエンテーション | 前橋問屋センター会館 |
| | | 21日(日) | 継続米山記念奨学生 資格審査面談 | 前橋問屋センター会館 |
| | 『青少年奉仕月間』 | | | |
| | 5月 | 10～11日 | IA海外研修受け入れ | 中央情報経理専門学校 |
| | | 12日(日) | 地区研修・協議会 | 境総合文化センター 伊勢崎プリオパレス |
| | | 18日(土) | 女性フォーラム | 前橋商工会議所 |
| | 『ロータリー親睦活動月間』 | | | |
| | 6月 | 1～5日 | 国際大会 | ドイツ・ハンブルク |
| | | 8日(土) | 米山記念奨学生指定校選定会議 | ホテルメトロポリタン高崎 |
| | | 8日(土) | 米山学友会総会 | ホテルメトロポリタン高崎 |
| | | 15日(土) | 第5回ガバナー諮問委員会 | 館林市文化会館 |
| | | 15日(土) | 現・新地区役員合同連絡会議 | 館林市文化会館 |
| | | 16日(日) | 青少年交換受入学生歓迎会・ 夏期交換学生歓迎会 | 前橋問屋センター会館 |
| | | 22日(土) | (森田年度) 第3回ガバナー補佐会議 | 伊勢崎プリオパレス |
| | | 22日(土) | (森田年度) 会員増強セミナー | 伊勢崎プリオパレス |

周年行事予定クラブ

| 開催日 | | 項目 | 場所 |
|-------|----|-----------------------------------|--------------|
| 2019年 | 4月 | 6日(土) 高崎セントラルロータリークラブ 20周年記念式典 | ホテル グランビュー高崎 |
| | | 20日(土) 館林東ロータリークラブ 35周年記念式典 | レストラン ジョイハウス |
| | | 23日(火) 渋川みどりロータリークラブ 25周年記念式典 | プレヴェール渋川 |
| | 5月 | 19日(日) 沼田ロータリークラブ 60周年記念式典 | ホテル ベラヴィータ |
| | | 26日(日) 前橋西ロータリークラブ 55周年記念式典 | 前橋テルサ |

新会員紹介



氏名 松葉 晴彦
クラブ 前橋
入会日 2019年04月09日
職業分類 飲料・食品製造
勤務先 アサヒビール(株)
群馬支社
役職 支社長
推薦者 小林 哲



氏名 山崎 勝由
クラブ 前橋
入会日 2019年04月09日
職業分類 医薬開発
勤務先 協和発酵キリン(株)
生産本部 バイオ生
産技術研究所
役職 所長
推薦者 藤澤 茂



氏名 石渡 啓介
クラブ 前橋西
入会日 2019年04月05日
職業分類 弁護士
勤務先 弁護士法人 釘島
総合法律事務所
役職 弁護士
推薦者 石田 弘義



氏名 小嶋 信弘
クラブ 前橋西
入会日 2019年04月05日
職業分類 印刷業
勤務先 星野印刷(株)
役職 代表取締役
推薦者 設楽 誠一



氏名 相原 佳寛
クラブ 前橋北
入会日 2019年03月11日
職業分類 運送業
勤務先 (株)ライズ
トランスポート
役職 代表取締役
推薦者 小和瀬 健



氏名 大島 一光
クラブ 前橋北
入会日 2019年01月21日
職業分類 派遣業
勤務先 (株)ドリームエ
ポックカンパニー
役職 代表取締役社長
推薦者 亦野 高裕



氏名 駒井 健一郎
クラブ 前橋北
入会日 2019年02月04日
職業分類 茶類販売
勤務先 (株)駒井園
役職 代表取締役社長
推薦者 川口 武志



氏名 島本 貴生
クラブ 前橋南
入会日 2019年03月27日
職業分類 流通建築リース業
勤務先 大和リース(株)
群馬支店
役職 支店長
推薦者 柳澤 知則



氏名 林 香
クラブ 桐生赤城
入会日 2019年04月02日
職業分類 旅行業
勤務先 (株)ワールド
ツーリスト
役職 代表取締役
推薦者 山崎 倫義



氏名 深澤 貴世志
クラブ 桐生赤城
入会日 2019年04月02日
職業分類 給排水設備
勤務先 (株)深澤総合設備
役職 代表取締役
推薦者 須永 聡介
岩崎 貴幸

新会員紹介



氏名 島田 和茂
クラブ 高崎東
入会日 2019年04月04日
職業分類 贈答販売
勤務先 株式会社
Happy Adwords
役職 取締役会長
推薦者 大澤 照義



氏名 久保田 順一郎
クラブ 大泉
入会日 2019年03月01日
職業分類 県議会議員
勤務先 群馬県議会
役職
推薦者 飯田 知義
諏訪 輝男



氏名 浅沼 美香
クラブ 沼田
入会日 2019年03月01日
職業分類 歯科医
勤務先 浅沼歯科医院
役職 院長
推薦者 割田 一敏

訃報

謹んでお悔やみ申し上げます



氏名 荻原 宗一郎
クラブ 太田ロータリークラブ
入会日 2018年4月12日
退会日 2019年2月23日
享年 53歳
勤務先 株式会社オギテック
役職 代表取締役

荻原 宗一郎さんの突然の訃報に接し、会員一同、驚くと共に大変落胆しております。ご家族のお話によりますと、転倒して頭を強打した折に脳内出血していたことの発見が遅れ、取り返しのつかない今回の事態であったとのことでした。

荻原さんは、昨年4月の入会で、クラブとしてはむしろ若い方に属する人でした。クラブになじむと共に、出席も多くなっておりましたので、今後、クラブを背負ってくれるリーダーに育ててくれると期待していたところでした。

ご冥福を心よりお祈りいたします。

太田ロータリークラブ会長 橋本 徹

文庫通信 (376号) <http://www.rotary-bunko.gr.jp>

「ロータリー文庫」は日本ロータリー50周年記念事業の一つとして1970年に創立された皆様の資料室です。

ロータリー関係の貴重な文献や視聴覚資料など、約2万4千点を収集・整備し皆様のご利用に備えております。閲覧は勿論、電話や書信によるご相談、文献・資料の出版先のご紹介、絶版資料についてはコピーサービスも承ります。また、一部資料はホームページでPDFもご利用いただけます。

クラブ事務所にはロータリー文庫の「資料目録」を備えてありますので、ご活用願います。以下資料のご紹介を致します。

新会員のためのロータリーの歴史文献

| | | |
|---|------|------|
| ロータリーの歴史年表(2018年12月改訂版) 諏訪 昭登 - | 2018 | 10p |
| 奉仕の一世紀 国際ロータリー物語 デイビッドC.フォワード著；菅野多利雄日本語訳監修 R. I. | 2003 | 331p |
| ロータリー日本五十年史 - ロータリー日本50年史編集委員会 | 1971 | 430P |
| ロータリー進化論 前原 勝樹 - | 1985 | 19p |
| ロータリー歴史探訪 田中 毅 - | 2004 | 131p |
| 新会員のためのロータリーの歴史 佐藤 侑 - | 1987 | 48p |

〔上記申込先：ロータリー文庫〕

| | |
|---------|---|
| ロータリー文庫 | 〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 3 階 TEL (03)3433-6456 FAX (03)3459-7506 http://www.rotary-bunko.gr.jp 開館 = 午前 10 時～午後 5 時 休館 = 土・日・祝祭日 |
|---------|---|



出席報告

| クラブ数 | 会員数 | | | | | |
|------|------|------|------|--------|------|-------|
| | 年度初 | 月初 | 月末 | 純増減会員数 | 女性会員 | 当月出席率 |
| 45 | 2112 | 2139 | 2135 | -4 | 161 | 79.87 |

| | クラブ名 | 例会数 | 出席率 (%) | 会員数 | | | | |
|----------|-------|-----|---------|-------|-----|-----|-----|----|
| | | | | 年度初 | 月初 | 月末 | 増減 | 女性 |
| | | | | 初 | 初 | 末 | | 性 |
| 第1分区 | 前橋 | 4 | 71.01 | 124 | 122 | 118 | -4 | 11 |
| | 前橋西 | 4 | 72.45 | 58 | 59 | 60 | 1 | 5 |
| | 前橋東 | 4 | 88.48 | 51 | 49 | 49 | 0 | 5 |
| | 前橋北 | 4 | 86.79 | 71 | 75 | 76 | 1 | 2 |
| | 前橋南 | 4 | 86.36 | 44 | 43 | 44 | 1 | 2 |
| | 前橋中央 | 4 | 88.27 | 26 | 26 | 26 | 0 | 8 |
| | 合計 | | 82.23 | 374 | 374 | 373 | -1 | 33 |
| | 第2分区A | 桐生 | 4 | 75.15 | 61 | 69 | 69 | 0 |
| 桐生南 | | 4 | 70.09 | 35 | 35 | 35 | 0 | 4 |
| 桐生西 | | 5 | 86.86 | 63 | 61 | 61 | 0 | 9 |
| 桐生赤城 | | 4 | 88.13 | 42 | 42 | 42 | 0 | 8 |
| 合計 | | | 80.06 | 201 | 207 | 207 | 0 | 32 |
| 第2分区B | | 伊勢崎 | 4 | 86.91 | 84 | 85 | 85 | 0 |
| | 群馬境 | 3 | 83.33 | 25 | 26 | 26 | 0 | 2 |
| | 伊勢崎中央 | 3 | 79.12 | 85 | 87 | 86 | -1 | 6 |
| | 伊勢崎南 | 3 | 73.74 | 30 | 33 | 33 | 0 | 1 |
| | 伊勢崎東 | 4 | 82.60 | 32 | 33 | 33 | 0 | 1 |
| | 合計 | | 81.14 | 256 | 264 | 263 | -1 | 13 |
| | 第3分区 | 高崎 | 3 | 88.43 | 130 | 136 | 136 | 0 |
| 高崎南 | | 4 | 70.60 | 73 | 74 | 74 | 0 | 9 |
| 高崎北 | | 3 | 71.71 | 72 | 72 | 72 | 0 | 0 |
| 高崎東 | | 3 | 76.20 | 42 | 42 | 42 | 0 | 3 |
| 高崎シンフォニー | | 4 | 77.78 | 43 | 46 | 46 | 0 | 5 |
| 高崎セントラル | | 4 | 90.48 | 36 | 38 | 38 | 0 | 0 |
| 合計 | | | 79.20 | 396 | 408 | 408 | 0 | 31 |

| | クラブ名 | 例会数 | 出席率 (%) | 会員数 | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-----|-----|-----|----|----|
| | | | | 年度初 | 月初 | 月末 | 増減 | 女性 |
| | | | | 初 | 初 | 末 | | 性 |
| 第4分区A | 太田 | 3 | 82.88 | 73 | 74 | 74 | 0 | 2 |
| | 太田西 | 4 | 86.44 | 19 | 18 | 18 | 0 | 2 |
| | 太田南 | 3 | 86.02 | 47 | 48 | 48 | 0 | 3 |
| | 新田 | 2 | 87.50 | 31 | 24 | 24 | 0 | 2 |
| | 太田中央 | 4 | 82.21 | 55 | 53 | 53 | 0 | 3 |
| | 合計 | | 85.01 | 225 | 217 | 217 | 0 | 12 |
| 第4分区B | 館林 | 4 | 87.04 | 53 | 54 | 54 | 0 | 2 |
| | 大泉 | 4 | 83.05 | 34 | 34 | 36 | 2 | 3 |
| | 館林西 | 4 | 77.62 | 21 | 20 | 20 | 0 | 1 |
| | 館林東 | 4 | 76.47 | 21 | 19 | 19 | 0 | 3 |
| | 館林ミレニアム | 3 | 83.54 | 27 | 27 | 27 | 0 | 1 |
| | 合計 | | 81.54 | 156 | 154 | 156 | 2 | 10 |
| 第5分区 | 渋川 | 3 | 92.38 | 64 | 63 | 60 | -3 | 6 |
| | 沼田 | 4 | 67.18 | 69 | 71 | 72 | 1 | 4 |
| | 草津 | 2 | 46.88 | 15 | 16 | 16 | 0 | 2 |
| | 中之条 | 4 | 88.22 | 21 | 20 | 20 | 0 | 1 |
| | 沼田中央 | 3 | 77.54 | 45 | 47 | 47 | 0 | 3 |
| | 渋川みどり | 4 | 55.17 | 36 | 37 | 36 | -1 | 2 |
| | 合計 | | 71.23 | 250 | 254 | 251 | -3 | 18 |
| 第6分区 | 富岡 | 4 | 87.10 | 44 | 46 | 46 | 0 | 4 |
| | 藤岡 | 3 | 83.68 | 52 | 54 | 53 | -1 | 2 |
| | 安中 | 4 | 60.19 | 53 | 54 | 54 | 0 | 3 |
| | 藤岡北 | 4 | 84.37 | 15 | 15 | 15 | 0 | 1 |
| | 富岡中央 | 3 | 80.81 | 35 | 37 | 36 | -1 | 1 |
| | 碓氷安中 | 3 | 63.33 | 11 | 10 | 10 | 0 | 0 |
| | 藤岡南 | 3 | 88.89 | 13 | 14 | 15 | 1 | 0 |
| | 富岡かぶら | 3 | 91.10 | 31 | 31 | 31 | 0 | 1 |
| 合計 | | 79.93 | 254 | 261 | 260 | -1 | 12 | |

2019年3月末現在

コラム

コラム〈みんなの広場〉—皆様の投稿をお待ちします—

これから1年間ガバナー月信でお付き合いをお願いしますが、少しは為になる気持ちのほぐれる話を一話ずつこのコラムに書きたいと思います。このコラムにロータリアンの皆さんが投稿してくださり、意見交換の場になればと思います。

私は、英米文学と英語学の教員としてスタートしましたが、後年になると、隣接の学問分野に関心が湧き、異文化理解—日本人と外国人、言語と国民性の相違などを研究しました。僧侶でもありますので、仏教のみならずほかの宗教へも関心があります。

このコラムでは、私の随想〈徒然に思い浮かぶこと〉とはいえ、ロータリー活動に関係のあることを異文化理解・仏教の教えの観点から書かせていただきます。

【第11話】世界の宗教と人生観

私は、当『月信』にコラムの紙面をいただき、「国際社会における日本人を考える」を統一テーマにして東西の国民性と文化について考察して参りました。残すは5月、6月号しかありませんので、最後に世界の主だった宗教を取り上げたいと思います。具体的には、ユダヤ教・キリスト教・イスラム教・仏教の教義と特徴、そしてその信仰形態です。もうしばらくお付き合いください。

1. 宗教とは

「宗教」とは英語でreligionです。語源はラテン語religioで、「再び結びつける」の意味です。日本語の「宗教」は元々仏教用語です。「宗」は「言語によって表現できない究極の真理」、「教」は「宗」を表示する文字や文句のことと解釈され、仏教の要点を表示する言葉という意味です。言語によって表現された教えの意味と言ってよいでしょう。本来的には、宗教といえ、必ず仏教のことで、仏教の真髄(宗)を説く法(教)という意味が宗教という言葉の意味であったのです。

この宗教が、なぜレリジョン(Religion)という英語の和訳語となったのでしょうか。キリスト教では「神と人間との再結合(和解)」という意味であります。人間の初代先祖アダムとエバ(イブ)エデンの園に天使に守られて安楽に暮らしていた。神との約束を破って禁断の実(リンゴ)を食べてしまったこの二人の子孫である人間は、神に背いたという原罪(Original Sin)を持って生まれている。神にその罪を懺悔することによって、再び神と結び付き(和解)救済されるという意味であり、「宗教とは人間と神(聖なるもの)との出会い和解である」などと説明されるのも、この語義解釈による理解を表したものであります。そうであれば、神の存在を認めない、神を持たない宗教〈後述します〉としての仏教はレリジョンでないこととなります。

ところが、このレリジョンについては、キリスト教以前では、「再び観察すること」と語義解釈されています。そうであれば、宗教とは自らの人生を立ち止まってもう一度見直すことという意味となり、それは正しく仏教ということになります。難しい解釈は抜きにして、宗教とは苦しみに満ちた人生を生き抜く〈道しるべ〉を教えるものと言えます。まずは、ユダヤ教から見てみましょう。

2. ユダヤ人とユダヤ教(Judaism)

ユダヤ教は、ユダヤ民族の生活を根本的に規定している独特な考え方、生き方そのものであります。BC13年、モーゼに導かれたイスラエル人がエジプトを脱出してパレスチナに入り、その地の同信同族の民と一体となって、神との契約に基づく契約共同体を形成した時代に遡ります。神との契約によって「神の民」となりました。自分たちは神によって選ばれた「神の民」であるという強い自負心が心の底にあるために、大方がキリスト教を信じる西洋社会においては軋轢があり、「離散の民」として20世紀まで世界各地に分散し、各地を転住してきました。ユダヤ人迫害といえば、ナチス・ドイツが第二次世界大戦中に国家を挙げて推進した人種差別による絶滅政策(ホロコースト)、アウシュヴィッツ強制収容所の惨劇がすぐ思い浮かびますが、これだけではありません。ユダヤ教徒とキリスト教徒とイスラム教徒との対立は2000年間も、そして現在も宗教が根底にある民族対立は続いています。英国の16世紀のシエクスピアの『ヴェニスの商人』には、冷遇され蔑まれて生きていたユダヤ人の姿が描かれています。

3. 旧約聖書と新約聖書

キリスト教は新約聖書(New testament)を拠り所とするのに対して、ユダヤ教は旧約聖書(Old Testament)を拠り所としています。Testamentとは「遺言、神の約束」の意味ですが、「旧約」「新約」は「古い約束」「新しい約束」の意味で、「古い翻訳」「新しい翻訳」と誤解しないようにしなければなりません。神様がユダヤの流民の指導者モーゼを通じて人類に与えた契約の意味で、律法(モーセ五書)・預言書・諸書(詩篇・箴言など)からなります。新約聖書は、神がわが子キリストを通じて人類と交わした契約の書であります。キリスト教会でも、新約聖書とともにこのユダヤ教の聖典を新約に先立つものとして大切にしています。

4. 人類誕生と旧約聖書の「創世記」(Genesis)

創世記は、50章から構成され、第1章が天地創造と原初の人類の誕生を物語ります。旧約聖書の理解は西洋文化の原点でありますので、少しのぞいてみましょう。初めて作ることを「創造」createと言いますが、初めてこの世界を作られ記録なので「創世記」というわけです。神様は6日間で混沌の宇宙から天地を創造し最後は人間を創りました。

1日目 神は天と地をつくられた。つまり、宇宙と地球を最初に創造した。暗闇がある中、神は光をつくり、昼と夜ができた。

2日目 神は空(天)をつくられた。

3日目 神は大地を作り、海が生まれ、地に植物をはえさせられた。

4日目 神は太陽と月と星をつくられた。

5日目 神は魚と鳥をつくられた。

6日目 神は獣と家畜をつくり、自分に似せて粘土から人をつくり、それに息を吹き込み生物とされた。これが原初の人類アダムである。神はアダムを楽園(パラダイス)に住まわせ、動植物に合わせ、それぞれに名前を付けさせた。

7日目 神はお休みになった。(安息日)

楽園ではアダムを衣服も付けず、揺り籠の赤子のようにまどろんで過ごせたが、寂しそうなので、土くれで人形を作り息を吹き込んだ異性の人間エバをアダムに与えた。神は二人に一つ約束をさせた。「楽園にあるリンゴの木の実は食べてはいけない。もし食べれば楽園を追放する」と。

神様に反感を持つ悪の大將サタンがいた。謀反を起し神軍に敗れ、地獄に追い落とされた。サタンは復讐しようとしていた。「そうだ、最近神は人間を創り、楽園に住まわせている。リンゴの実は食べてはいけないと厳命している。騙してそれを食べさせてやれ。」そこで、地獄から楽園に這い上がり、蛇に化けてとうとう眠るエバに近づき、「美味しい実なので、神は食べることを禁じているだけだ。心配はいらない。食べてごらん。」とうとう食べさせることに成功する。エバはアダムにも食べさせる。これを食べた二人は、夢から覚めたように覚醒し、まず、目の前にいる相手は裸で体のつくりが自分と違うことを知り、恥じらいを感じ、エバはイチジクの葉で前を隠したという。禁断の実リンゴは知恵の実であって、これを食べると知恵がつき、AIロボットのように自分で判断し行動するようになるのであります。楽園の見張りの天使からこの報告を受けた神様は、二人を楽園の東の荒野に追放した。

約束を破りリンゴの実を食べたことは人類の犯した初めての罪でありますので、「原罪」(Original Sin)と言います。ユダヤ教やキリスト教では、人間は先祖が犯した罪を背負って生まれてきているのであり、その上、日々われわれは罪を犯して生きているのだから、すべての罪を神に懺悔し、これからは正しく生きますと誓約し、神と和解せと、と教えるのです。よく道路端に「神と和解しよう」と書いた看板を見かけますが、このことです。

人類の大先祖は、楽園(エデンの園)の東の荒野に追いやれました。そこはわれわれが現在暮らすこの社会(仏教用語では娑婆くしゃば)です。この大地では、人間はリンゴの実をたべて湧いた知恵で自分で考え、汗を流して働き、生きていかなければならないのです。罪をあがなうために一生懸命働き精進していれば、いずれ神様がその努力を認めて、神の国に呼び戻してくださり、以前のアダムとエバのようにあの世で安楽に暮らせる、というのがユダヤ教・キリスト教・イスラム教の教えなのです。ユダヤ人の歴史の物語は、聖書で『創世記』の次に置かれている『出エジプト記』へ続いていきます。

5. ユダヤ教(Yudaism)の教え

ユダヤ教は、司祭宗教で、会堂(シナゴグ)と戒律(モーゼの十戒が原点のタルムード)の宗教であります。「モーゼの十戒」とは、神の民であるユダヤ人が、シナイ山で神(ヤハウエ)とモーゼの間で結ばれた契約で、これにふさわしく生きることが神への約束履行なのです。

【モーゼの十戒】右手：神と共同体との関係(①～⑤) 左手：協同体内の構成員の関係(⑥～⑩)について規定する。

- ① 私の他に何者も神としてはならない。(唯一神、一神教)
- ② 偶像を禁ず。(偶像崇拜禁止)
- ③ 主の御名をみだりに唱えてはならない。(絶対神の尊敬)
- ④ 安息日を覚えて、6日働き、あなたの技をなせ。(週一の安息日)
- ⑤ 父母を敬え(父母敬愛)
- ⑥ 不殺生(生命尊重)
- ⑦ 不偷盗
- ⑧ 不姦淫
- ⑨ 隣人について偽証してはならない。(偽証罪)
- ⑩ 隣人の家を貪ってはならない。

仏教には、十善戒という教えがありますが、これは、身・口・意の三業(さんごう)を清浄にして、人間として正しい生き方(善業)をするために次の10徳目を定めたもので、ユダヤ教のように神と共同体との関係は論じず、人間の生き方を示しています。

身体的行為(不殺生、不偷盗、不邪淫)

口が発する言葉の行為(不妄語、不綺語、不悪口、不両舌)

意すなわち心の行為(不慳貪、不瞋恚、不邪見)

【タルムード】 20巻、12,000ページ、250万語からなるユダヤ教の教え。タルムード(Talmud)は《教訓》の意味。モーゼ律法および社会百般の事項に対する口伝的解答を集大成したもの。聖書(旧約聖書)、ミシュナMishnah(口伝律法の集成)と並ぶユダヤ教の聖典です。

【ユダヤ教の教え】 深遠な宗教の教えを1行2行の文で表現することは不遜軽薄ではありますが、ユダヤ人は、万物を生かし支え戒める恵み=正義によって天地を創り、歴史を導く主なる神ヤハウエを信じる。ヤハウエは、先祖アブラハムに現れ、彼らの民を選び、モーゼを通じてエジプトからイスラエル人を救い出し、律法を与え、民が正義と公正によって豊かで美しく楽しい共同体を作り、人と人、人と自然との間に本当の平和(シャローム)を生み出すように歴史の終わりまで導くという教え。これが神の約束であり、ユダヤ教の教えであります。

・ユダヤ人は、同一性と共同体意識が強いため、周囲の民族と同化しないだけではなく、多くの民族に深い永続的な影響を与え、多くのものをユダヤ教に改宗したりしました。そのため、周囲の民族に恐れられ、憎まれ、軽蔑され、迫害されてきました。われらは神に選ばれた民であるというエリート民族意識(選民意識)があります。

・キリスト教ができ、ユダヤ教と分離しローマ帝国の国教となり、ヨーロッパ諸国の国教になると、特に迫害されるようになりました。

・キリスト教では、ナザレのイエスは十字架にかかって万民の贖罪をし、永遠の生命を与える唯一絶対の救世主キリストとなったという超民族的、普遍的な観念に基づく宗教であるが、ユダヤ人たちは、この観念を普遍的な(Catholic)ものとは決して認めない。むしろ人間に過ぎないイエスを神格化するキリスト教徒の愚を軽蔑した。ここにヨーロッパにおけるユダヤ人迫害の原点があります。

【シオニズム】 アハド・ハ・アーム(1856-1927)は、ユダヤ精神と民族意識を失わないために、パレスチナに精神的中心となる機関を作り、ヘブライ語を常用、ユダヤ文学の普及深化を全世界のユダヤ人に訴えようとした。これは文化的・精神的シオニズムと言われる。修正シオニズム(祖国はなくても良い)、政治的シオニズム(モーゼス・ヘス、1862年『ローマとエルサレム』)の中で、パレスチナの地にユダヤ人の祖国を作ることがユダヤ人問題を解決する唯一の途と考え、「ユダヤ植民信託」「ユダヤ国民基金」(1897)が設立され、パレスチナにユダヤ人植民のための土地を購入がはじまった。

【イスラエル国家の成立】 1017年、イギリスはパレスチナにユダヤ人国家を作るために最善を尽くすと宣言する。1929年、イギリスはパレスチナを委任統治、ユダヤ人定住増加した。

・ソビエト政府によるユダヤ人の迫害追放がはじまる。反ユダヤ感情がヨーロッパに広まる。英国・フランスにも広まる。ドイツでは、反セム主義はきわめて露骨になった。それがヒトラーのユダヤ人大量虐殺に至る。

・1939年、アラブとユダヤの二独立国家設立案はアラブ側の反対で廃案。

・1947年、国連総会はアラブとユダヤの分離案承認、アラブの不承認で、武力抗争。

・1948年5月14日イスラエル独立宣言。その後、イスラエル人とパレスチナ人との間での戦いは絶えないのです。

6. キリスト教(Christianity)の教え

【イエス・キリスト】福音書によれば、イエスはユダヤのベツレヘムでジョセフとマリアの子として誕生(BC4?)し、長じて大工を生業とし母兄弟を養った。ガリラヤのナザレで敬虔なユダヤ人としてシナゴグの礼拝に出席し、ユダヤ教の律法を学んで育ったです。「ローマ人への手紙」1.3パウロの言葉に、「御子は肉によればダビデの子孫から生まれ、聖霊によれば神の子と定められた」とあります。肉体的には人間の子だが、精神的には神の子である。このことが、キリストを神と考える原点です。

敬虔なユダヤ教信者だった青年イエス・キリストは、シナゴグ(教会)中心主義と教えを説く司祭たちの特権的なやり方では人民の救済とはかけ離れていると感じるようになり、自分の考える神の教えを辻々で人に説くようになったのです。これからキリストの説く教え(キリスト教)が始まったわけです。民族の差別のない、すべての人を救済する、生きる勇気と安らぎを与える教えがキリストの説いた神の教えだったのです。

従って、ユダヤ教とキリスト教は別物ではなく、同神異説なのです。このことはユダヤ教とイスラム教の関係でも言えることです。ユダヤ教を親とすれば、キリスト教が兄でイスラム教が弟ということもできます。

キリストの伝道活動は、説教と愛の行為(癒しと激励)でした。歩けない人を川に連れて行き楽に歩かせてやるなど、奇跡的な行為で人心を引き寄せた記録が聖書にたくさんあります。これはどの宗教にもある奇跡行為です。

【聖典と教えの根本】ユダヤ教は旧約聖書(Old Testament)に基づくに対して、キリスト教は新約聖書(New Testament)に基づきます。当然、旧約聖書も大切にしています。

Testamentは、遺言・誓約書の意味です。キリスト教の教え(使徒信条)は、①神 ②キリスト ③聖霊 ④教会 ⑤聖徒との交わり ⑥罪のゆるし ⑦身体のみがえり ⑧永遠のいのち ⑨聖書、これが大切なものです。キリスト教では、「三位一体」(Trinity)が信仰の原点ですが、それは「神・キリスト・聖霊」です。

【キリスト教徒の生き方】人間や世間の評価でなく、永遠の神の義に即した生き方をすること。神の御心を求めて神の栄光のために生きることが求められます。善行を積んで道徳的優等生になることではなく、正しく生きられない己の告白上に立って生きる。人間は信仰によって永遠に生き、天国で神とともに永遠に生きられるという明瞭な死後観に立っています。

われわれのこの世での生きざまを裁く最後の審判は神が下されるもの、神の正義に合うかどうかです。仏教の善業を積んで正しく生きることを良しとする現世を重視する判断基準とは異なります。神の正義は日常の行動の善悪を判断する行動基準ともなっています。キリスト教社会では、判断基準は神の正義であるのに対して、日本社会では「世間体」、人間同胞がどう思うかです。この違いは、ルース・ベネデクトの『菊と刀』に詳しくあります。正しく生きられない己の告白上に立って生きるという宗教的姿勢は、阿弥陀信仰と表面的には類似していると言えます。

7. イスラム教(al-Islam)の教え

イスラム教の信者は世界的に多く、1980年には世界の人口の18%、2000年には20%で、2025年には30%と予測する筋もあります。そうすると世界の人口の7人に1人(13億人)が5人に1人がイスラム教徒となります。イスラームは、アラビア語で「絶対帰依・服従」の意味。己を無にして、神の意志や命令に絶対帰依服従し、この世で日々善行を積む人がイスラム教徒という教えであります。

イスラム教の創始者はマホメットです。マホメット(ムハンマド)はAD570年頃メッカに生まれです。キリストと同じく、最初はユダヤ教の教えを信奉していました。610年頃洞窟で神のお告げ(啓示)を聞き、預言者としての自覚を持ち、この世を支配するのは唯一神アッラーのみだと確信し、布教を開始したのです。偶像崇拜をやめ、アッラーを信じ、争いや不正をやめ、

貧者や弱者を助けることを説きました。この意味では、仏像を使う仏教は邪教ということになります。今ではそうではないと思いますが、人形を持っていた旅客が飛行場で人形を取り上げられたという話を聞いたことがあります。マホメットは622年(イスラム暦元年)にメディーナに移住、630年メッカを征服。632年没しました。

ユダヤ教の信者であったイエス・キリストが紀元元年に創始した宗教がキリスト教であり、同じユダヤ教信者のマホメットが622年後創始した宗教がイスラム教(マホメット教)ですので、ユダヤ教を親とみれば、キリスト教が兄、イスラム教は弟という兄弟関係になります。事実、ユダヤ教の神ヤハウエとキリスト教の神ゴッドそしてイスラム教の神アッラーは、呼び名が違うだけで同じ神で同神異称なだけです。3つの宗教の教えは同根異説です。旧約聖書は人間と神との関係を記す聖典であるので、イスラム教でも決して無視することはしません。

【六信・五行】

イスラム教を信仰する者が尊守すべきもの(正しい信仰と正しい行為)は以下の「六信五行」です。

《六信》

- ① 神は唯一アッラーのみ(一神教)
- ② 天使(マラク)は、神と人間の間的存在で、神の啓示を人間に伝える。(マホメットに啓示を与えたのは天使ガブリエル)
- ③ 聖典(キタール)のなかでコーランが最終最良な聖典である。神が天使を伝えて人間に下された啓示書は140あるといわれるが、そのうち最も神聖なものは、モーゼに下された五書(創世記、出エジプト記、レビ記、民数記、申命記)、ダビデに下された詩編、イエスに下された福音書、マホメットに下されたコーランであるという。しかし、コーラン以前の啓示は歪曲されて受け取られて、神の教えは正しく伝わっていない。
- ④ 預言者(ナビー)：神は人類の祖アダム以来124,000人を人類に使わし、人間に正しい信仰と正しい行動規範を啓示した。最後の預言者がマホメットである。
- ⑤ 来世(アーヒラ)：イスラム教の終末思想—正しい生き方をしたものは天国に、悪行を犯したものは地獄に行く。
- ⑥ 予定(カダル)：「天命」思想—過去・現在・未来において世界に起こる出来事、人の運命は神によって決められている。

《五行》(五柱)

- ① 信仰告白(シャハーダ)：アッラーの他に神無し、マホメットは使徒(預言者)なりと告白すること。
- ② 礼拝(サラート)：神の前に跪き、アッラーの偉大さと栄光を讃える宗教実践。1日5回メッカに向かって祈る。
- ③ 喜捨(ザカート)：宗教税・救貧税(金銭は2.5%、穀物は10%)このほか布施(サダカ)もある。(恵まれた者の奉仕の義務)
- ④ 断食(サウム)：イスラム暦の第9月(ラマダーン月)30日間昼間の食事を禁ずる。厳格に戒律を守る人は水も飲まないという。日没後は食べてもよい。イスラムの「ラマダン」は、食欲にうち勝つこと、満足な食事のできない貧しき者への想いを新たにする目的でユダヤ教の断食がラマダンとして採り入れられた。イスラム教徒としての自覚と連帯意識の高揚が目的である。ラマダン月は一番食料消費が高いという。日没後お祭りのごとくたくさん贅沢に食べるためである。ユダヤ教では、断食は贖罪・懺悔のために行う。仏教の断食は、解脱(自己完成)の修法のひとつ。
- ⑤ 巡礼(ハッジ)：コーランで、メッカのカーバ神殿への巡礼は旅する余裕のあるものの義務であって、イスラム暦の第12月の7日から10日である。

【イスラム教徒が豚肉を食べない理由】

イスラム教とユダヤ教で宗教的な理由により豚肉を食べることが禁じられるようになった背景には諸説あります。豚が拒否されるか、重宝されるかを決定する文化基準は何か。イスラム教徒はなぜ豚肉を食べないのか。インターネットのJoselitoで、アメリカ人のマルビン・ハリス著『牛、豚、戦争と魔女』の人類学的視点からこの問いの答を紹介している。

≪禁止の始まり≫中東で誕生した主要な一神教の宗教の中でも最も古くから存在するユダヤ教が、初めに豚を不純であるとして非難した宗教でした。その約1,500年後に、預言者ムハンマドも、豚を汚らしい動物としたのです。ヤハウエとアッラーは、何百万人もユダヤ教徒や何億人もイスラム教徒に対し、豚肉の消費を禁じています。

≪有力な理由≫ ハリスは豚肉の消費を禁じる理由の様々な仮説を調べました。

①ルネッサンスの時代までは、豚が自身の排泄物の上で転げまわるため汚い動物だと考えられるという仮説が最も有力でした。

②豚は汗をかき能力がないため、きれいな泥の中で転がることで涼む習性があります。しかし、泥や涼むための空間がなければ、自身の糞を使うのです。温度が高ければ高いほど、豚は不潔な状態になります。暑い気候の中東では、豚が汚くなるでしょう。衛生上の理由による豚肉消費の禁止説です。

③十分に焼かれていない豚肉により旋毛虫症が引き起こされるため。（19世紀半ばに発見された）

④豚を神聖な存在として捉えていた民族が存在したため、豚肉の消費が禁じられているというものもあります。

≪決定的要因としてのエコロジー説≫ ユダヤ教徒とイスラム教徒が豚肉を食べない理由について最も説得力のある理論は、生態学的要因に関連しています。

当時、豚を飼育することにより、中東における自然のエコシステムや文化に悪影響が及ぶ可能性があることみなされたことから、その飼育が非難されるようになったと考えるハリスの説です。

乾燥した気候の地域では、牛、羊、ヤギなどの反芻動物の飼育が最も適していました。一方、豚の飼育には畑と川が必要であり、豚はミルクや革も生産しません。そして、農耕に役立たず、人間と同じものを食う。つまり、豚は贅沢品として人々を誘惑するものである同時に、人間にとっての競争相手でもあったのです。ハリスは、インドで牛の消費が禁じられているように、誘惑が強いものほど神の力による禁止が必要になるのだと主張しています。ハリスによると、多くの豚の飼育を試みることは、生態学的側面から見て好ましい選択ではない。しかし、少数の豚を飼育すれば、結果として誘惑を強めることになる。そのため、いっそのこと豚肉の消費を完全に禁じる方が賢明だったのです。しかし、今となっても禁止され続けているのはなぜでしょうか？ ハリスは非常に強い説得力をもって次の理論を説明しています。タブー(禁忌)というのはさまざまな社会的機能を持つものであり、その一つは明確に区切られたコミュニティに属するという意識を人々にもたせることだ。これは、食に関して古くから受け継がれてきた規則の維持を説明するものでもある。信仰上は、信奉する宗教への帰依と信者間の同胞意識を高揚する効果が生まれるのだと筆者は思います。

<紙面の都合上、今月はここでやめます。次回6月号では、ユダヤ教とキリスト教とイスラム教の違い、仏教の教え、4つの宗教の地獄観などについて考察したいと思います。>

森田ガバナーエレクトからのお知らせ

地区会員増強セミナー(6/22(土))開催のご案内



ガバナーエレクト
森田 高史(伊勢崎RC)

日 時： 2019年6月22日(土) PM 1:30~PM4:30
場 所： 伊勢崎プリオパレス

| 対象者 | 目 的 |
|------------------------------------|---|
| 会長エレクト・幹事エレクト・会員増強委員長・委員 地区リーダー | 次年度のクラブ会長・幹事・会員増強委員長・委員並びに関心のあるロータリアンや地区リーダーが、会員維持と増強の方法について学び来るべき年度に備える。 |

3月に開催されました、「会長エレクト・幹事エレクト研修セミナー」には、地区内全45クラブの会長エレクト・幹事エレクトの皆様に出席頂きまして、誠にありがとうございました。

ご高尚の通り、私も1月の米国サンディエゴで開催された1週間に渡る「国際協議会」に出席しないとガバナーを勤められないこととされておりますが、同様に会長エレクトもPETSに出席しないとクラブ会長を勤めることができないとされております。

万が一の場合には補講も視野に入れておりましたので、皆様のご協力で地区、クラブとも瑕疵なく年度を開始することができ、心から感謝申し上げます。

次ページにマローニーRI会長エレクトのクラブ会長エレクト宛て作成されたビデオメッセージの全文を掲載致しますので、ご覧ください。

[今後の主なセミナー等予定表]

| | | | | | | |
|------|---|----|---|----|--------------------|----------------------------------|
| 2019 | 5 | 12 | 日 | 終日 | 地区研修・協議会 | 伊勢崎市境総合文化センター・伊勢崎商工会議所・伊勢崎プリオパレス |
| | 6 | 22 | 土 | 午後 | 地区会員増強セミナー | 伊勢崎プリオパレス |
| | 7 | 13 | 土 | | インターアクト年次大会 | 太田市立太田高等学校 |
| | 8 | 3 | 土 | | RLIディスカッションリーダー研修会 | 前橋問屋センター会館 |
| | 8 | 24 | 土 | 午後 | ロータリー財団セミナー | 伊勢崎プリオパレス |
| | 8 | 24 | 土 | 午後 | 女性ネットワーク拡大会議 | 伊勢崎プリオパレス |
| | 8 | 24 | 土 | 午後 | 地区女子会 | 伊勢崎プリオパレス |
| | 9 | 7 | 土 | 午後 | 第1回新会員セミナー | 伊勢崎プリオパレス |

RI会長メッセージ（2019-20年度）

2019-2020年度 国際ロータリー会長マーク・ダニエル・マローニー講演全文 〔 クラブ会長エレクトの皆さんへ 〕



マーク・ダニエル・マローニー
RI会長エレクト

こんにちは、2019-2020年度に国際ロータリー会長となるマーク・マローニーです。

本日の会長エレクト研修セミナーに出席できなく残念に感じています。

私はいつも、こう言います「ロータリーで一番大切な人はクラブ会長だ」と次年度の基調を定め導いていくのはクラブ会長である皆さんです。しかし、リーダーとして覚えておくべきことは皆さんの仕事は「可能な限り最大限を達成すること」ではなく、「周りの人が可能な限り最大限を達成できるように意欲を引き出すこと」です。

ですから、次年度に会員がベストを尽くしベストなクラブをつくれるよう「つながり」に焦点を当てていただきたいと思います。より組織的かつ戦略的な新しいアプローチで会員増強に取り組みましょう。地域社会に注意深く目を向けることができ多様な委員から成る積極的な会員増強委員会をクラブに設置するようお願いします。

これらの委員会がクラブ強化に必要なスキル、才能、人格を備えた潜在的なリーダーを見つけるためにロータリーの職業分類を適用します。また、さまざまな例会や奉仕活動の経験ができる新しいタイプのクラブをつくりましょう。ロータリークラブがないところだけでなく、ロータリーが既に活発に行動している地域社会にもつくるのです。それによって無数の方法でロータリーを強化できるでしょう。

2つめに、家族とロータリーをつなげることです。ロータリーでの活動と家族との時間が互いに補完しあうような文化をつくるのです。期待を現実的に受け止めて会員のスケジュールに配慮しすべてのレベルのロータリー行事に子どもを迎え入れましょう。これは可能なことです。

3つめは、ロータリーに入会してもらふ必要のある一番重要な人たち、つまり地域社会に貢献したいという若い職業人も迎え入れなければなりません。人生の早い段階にあるこれら若い世代をありのままに受け入れることで、新世代のロータリーリーダーを育てつなげるのです。ロータリーへの壁を築くのではなく扉を開きましょう。

4つめは、国連との関係、そして共通目標を通じてロータリーを世界とつなぐことです。ロータリーは国連と歴史的な長い関係があり、重点分野を通じて、より健康的で平和で持続可能な世界を築くというコミットメントを共有しています。次年度にクラブが実施する持続可能な地域社会プロジェクトについてお聞きできるのを楽しみにしています。

ロータリーは深く意義あるかたちで互いにつながるという独特な力があります。互いの違いを超えてつながれば素晴らしいことが起こるでしょう。ロータリーがなければ出会うことのなかった人たちが会ってみたら実は共通点が多いといった人たちと協力します。新しいアイデアを学び、それによって考え方やクラブでのアプローチが変わることもあるでしょう。

私たちは、地域社会や社会人として成長できる新しい機会とつながります。そして、私たちの支援を必要とする人たちとつながります。これらは「ロータリーは世界をつなぐ」数多くの方法のほんの数例にすぎません。ですから、この会長エレクト研修セミナーの機会を最大限に生かしてください。ここで築くつながり、学ぶスキル交換するアイデアが今まで考えてもみなかったような方法で、より良いクラブと地域社会をつくるインスピレーションとなることを願っています。

次年度に皆さんとともに奉仕できるのを楽しみにしています。ロータリーを成長させるためにリーダーシップを発揮していただけることを願っています。ありがとうございました。

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会マンスリーニュース



ハイライトよねやま

2019.4.12

Vol.229

【訃報】名誉理事長 板橋敏雄氏 逝去



当会名誉理事長（前理事長）の板橋敏雄氏が、3月23日にご逝去されました。享年89（満88歳）でした。

板橋氏は1962年に足利東ロータリークラブに入会され、1987-88年度第255地区（栃木・茨城）ガバナー、

1995・96年度国際ロータリー研修リーダー、2001-03年度国際ロータリー理事など、ロータリーにおいて要職を歴任されました。

当会においては、2003-07年度監事、また、2007年8月からは7年間にわたり第5代理事長

をお務めいただきました。ご自身の長いロータリー歴の中でも「米山記念奨学会の理事長という職責ほど、大きなやりがいを感じたものはない」と語り、あらゆる場で当事業の「感動」を伝え、国内外、特に海外学友会には可能な限り足を運ばれました。理事長在任中には中国・タイ・ネパール・モンゴルのほか、国内を含めると9つもの学友会が誕生し、当事業の発展のために多大なご尽力をいただきました。

4月23日には足利市民会館において、社葬として葬儀・告別式が行われるとのことです。

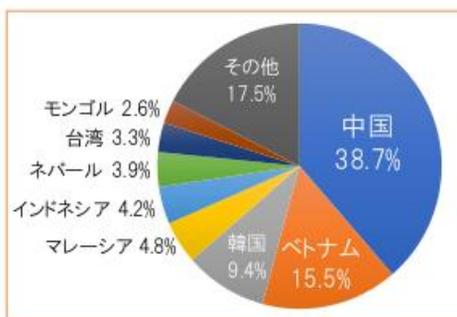
ここに謹んで哀悼の意を表し、氏のご冥福をお祈り申し上げます。

2019 学年度新規奨学生オリエンテーション開始

2019学年度の奨学生は昨年度より17人増の871人となりました。新規採用者641人、継続者230人です（4月10日現在）。国・地域別にみると、中国38.7%、ベトナム15.5%、韓国9.4%、マレーシア4.8%、インドネシア4.2%の順です。プログラム別では、学部・修士・博士課程奨学金が812人（学部：321人、修士：268人、博士：223人）、地区奨励奨学金17人、クラブ支援奨学金9人、海外学友会推

薦奨学金4人、今年度から正規プログラムとなった海外応募者対象奨学金は29人となっています。3月30日を皮切りに、今月下旬まで、

各地区でオリエンテーションが開催されます。オリエンテーションは、奨学生とカウンセラーが出会い、奨学生としての義務やロータリーについて理解してもらう場です。確約書に署名をした後、正式に米山奨学生となります。どうぞ温かくお迎えください。



寄付金速報 — 2018-19年度も残り3カ月 —

3月までの寄付金は、前年同期と比べて0.6%減（普通寄付金：0.07%減、特別寄付金：0.9%減）、約730万円の減少となりました。普通寄付金、特別寄付金ともに前年同期比から減少しているものの、過去5年間の平均寄

付額からは上回っており、堅調を維持しています。今年度も残り3カ月を切りました。今後は特別寄付金が主な寄付金収入となります。引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

ミャンマー学友会総会報告 — 新体制が始動 —

ミャンマー米山学友会総会が3月3日、ヤンゴン市内のホテルで開催され、学友とゲストを合わせて15人が出席しました。総会では、来賓として出席した武田和夫常務理事、滝澤功治常務理事からの祝辞に続いて、ミャンマー元日本留学生協会(MAJA)のミョー・キン会長から「ミャンマー米山学友会は、MAJAの一員としても大変活躍している」との賛辞が送られました。

昨年度の活動報告として、経済的困難にある中学校や寺子屋での教育支援、日本語学校で学ぶ15人の優秀な学生への「田中作次奨学金」の支給、ミャンマーを訪問した東京東江戸川RC(第2580地区)、池田くれはRC(第2660地区)、大宮シティRC(第2770地区)との交流などについて報告され、さらに、学友3人が新会員として加わったという嬉しいニュースもありました。



今回の総会で役員改選が行われ、初代会長を務めたタンシンナインさんに代わり、第2代会長としてケイカイン ウィントウラさん(2010-11/京都西RC)、副会長にゾータイさん(2012-13/いわき平RC)、ほか5人の理事が選任されました。この4月から新役員での体制がスタートします。新会長のケイカインさんは、「情報交換を良くし、皆で力を合わせて、学友誰もが参加しやすい、温かい学友会を目指します」と、抱負を語っています。

絆 in モンゴルに参加しよう！ — 登録は4/30迄 —

前号でお知らせしたとおり、2年に1度、学友会が協同で開催する米山ファミリーの集いが7月27日(土)~28日(日)の2日間にわたり今回はウランバートルで開催されます。

3月中旬の登録開始から大きな反響をいただき、4月10日時点で、日本から160人を超えるロータリアン、学友が登録しています。また、台湾学友会から40人超、ベトナムや中国など海外在住の学友も続々と参加予定です。

迎えるモンゴル学友会では、70人体制で、心を込めた“おもてなし”の準備にあたっています。7月はモンゴル観光のベストシーズンであり、航空券も通常10万円以上しますが、同学友会では、国営のMIAT航空と直接交渉し、「絆 in モンゴル」参加者のために特別価格の座席を多数確保。希望者にはおすすめの5つのホテルを予約代行してくれます。

懇親会だけでなく、2日目にはモンゴル伝統の遊牧祭というお楽しみも。「モンゴルに一度は行ってみたい」とお考えの方、モンゴルの学

友はじめ、世界各地からの学友と交流したい方には、またとないチャンスです。多くの皆様のご参加をお待ちしています！

登録締切は4月30日です。特に、特別価格の航空券、ホテルの予約代行をご希望の方は必ず4月30日までに登録ください。まずは登録(ホテル予約代行希望者は登録時に申込み可)、その後、航空券の手配を各自で行います。

第1回「感謝 in 熊本」からバトンを受け、2年をかけて準備してまいりました。モンゴル学友会一丸となって、皆様を歓迎する準備を整えています。多くの皆様と7月、モンゴルでお会いできることを楽しみにしています！



「絆 in モンゴル」実行委員長
ジャンチブ・ガルバドラッハ

申込書など詳細は右 QRコードを読み取るか、当会 HP のトップページ>News & Topics
[!] 重要なお知らせ をご覧ください



ガバナー事務所よりお願い

ガバナー月信に関して

- 原稿の締め切りは、毎月 15 日です。ワードまたはエクセル書式で作成の上、メール添付しガバナー事務所 miyauchi@rid2840.jp まで送信してください。なお、写真等の画像がある場合は、デジタルデータでお送りください。
- 新会員情報並びに訃報の締め切りは、毎月 15 日です。(15日以降のご連絡分につきましては、次月号の掲載となります。)新会員につきましては氏名、入会日、職業分類、勤務先、役職、推薦者氏名を記入の上、写真を添えて、ガバナー事務所ホームページの専用欄かメールにてお送りください。なお、訃報につきましてはクラブ会長様に 250 字以内で追悼文を作成いただき、ご連絡をお願い致します
- この月信のPDFデータを印刷してクラブの第一例会で会員の皆様に回覧いただきたく存じます。よろしく願いいたします。

表紙写真解説：館林市 つつじが岡公園

つつじまつりは現在年間約20万人がつつじが岡公園へ訪れる、館林市最大のまつりです。

株 数：100余品種約1万株

史実によると、室町時代(1550年頃)にはすでにつつじが植生する地域ではあったが、娯楽としては1721年(享保6)に松平清武一行が「躑躅ヶ崎」での花見を行ったことが現状では最古と思われる。